

教育委員会定例会議事日程

令和5年10月20日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

令和4年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について

第4期横浜市教育振興基本計画 令和4年度の進捗状況について

第4次図書館情報システムの稼働に伴う令和5年度の年末年始休館について

市立図書館秋のイベント「やっぱり読書の秋」について

3 審議案件

教委第32号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について

教委第33号議案 教職員の人事について

4 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 9/21 本会議（第3日）議案議決、決算上程・決算特別委員会設置・付託
決算第一特別委員会（運営方法等協議）
- 9/29 決算第一・決算第二特別委員会連合審査会（総合審査）
- 10/11 決算第一特別委員会（局別審査）
- 10/18 決算第一特別委員会（採決）
- 10/19 本会議（第4日）決算議決

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 9/16 Yokohama English Quest
- 9/19 教員養成講座
- 9/22 心の教育ふれあいコンサート
- 9/29 山内小学校創立150周年記念式典
- 10/16 スクールミーティング

(2) 報告事項

- 令和4年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について
- 第4期横浜市教育振興基本計画 令和4年度の進捗状況について
- 第4次図書館情報システムの稼働に伴う令和5年度の年末年始休館について
- 市立図書館秋のイベント「やっぱり読書の秋」について

3 その他

令和4年度

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果(小中学校)

令和4年度『神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査』による

調査の目的

児童生徒の問題行動等について、横浜市立小中学校（義務教育学校含む）の実態把握を行うことにより児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また不登校児童生徒への適切な支援につなげていくこと。

調査対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

調査対象学校数

小学校 340校、中学校 148校

調査内容及び結果

	件数等	前年度	1,000人当たり	1,000人当たり (全国平均)
暴力行為の発生件数	4,939件	5,010件	19.4件	7.5件* ¹
いじめの認知件数	12,248件	7,556件	48.2件	53.3件* ²
長期欠席者数	10,771人	11,906人	42.4人	48.8人
うち不登校児童生徒数	8,170人	6,616人	32.2人	31.7人

※1高等学校含む ※2高等学校・特別支援学校含む

● 暴力行為について

横浜市では、児童支援・生徒指導専任教諭が中心となっており、軽微な暴力行為を見逃さず、組織で把握しており、1,000人当たりの件数が全国平均を上回っています。児童生徒の内面や、その背景の理解に努め、未然防止の取組に重点を置き、あたたかい人間関係づくりやチーム学校としての対応及び関係機関との連携強化をさらに進めていきます。

● いじめ(認知件数)について

文部科学省の見解に基づき、初期段階のいじめを「学校いじめ防止対策委員会」により積極的に認知したことや、けんかやトラブルを双方が傷ついたことに着目し、相互に「いじめ」として認知した結果、認知件数が大きく増加し、全国平均に近づきました。今後も、早期発見・早期対応に努めます。

● 不登校について

不登校児童生徒数の増加率(23.5%)は、全国とほぼ同様(22.1%)となっています。長期化するコロナ禍による生活環境の変化や、不登校に対する保護者の意識の変化などが背景として考えられます。学校内・学校外・家庭等、児童生徒一人ひとりに合った安心できる居場所と個別最適な学びを提供できるよう、引き続き多様な支援に取り組んでいきます。

調査結果の詳細については別添資料をご覧ください。

お問合せ先	
暴力行為について	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長 住田 剛一 Tel 045-671-3706
いじめ(認知件数)について	
長期欠席・不登校について	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長 末吉 和弘 Tel 045-671-3773

令和4年度 「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の 状況調査結果(小中学校)

令和4年度『神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査』より
令和5年10月 横浜市教育委員会

1 暴力行為の状況

- (1) 暴力行為の発生件数
- (2) 学年別暴力行為者数
- (3) 特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況

2 いじめ

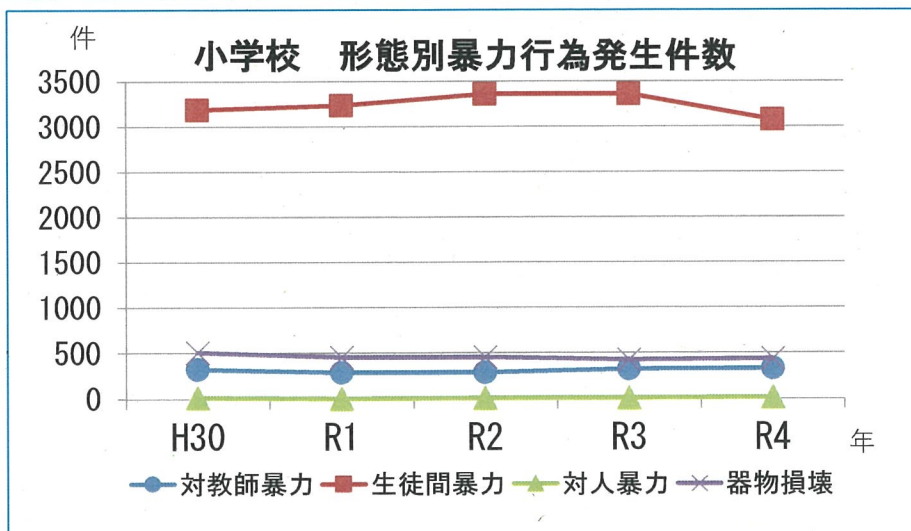
- (1) いじめの認知件数・いじめの態様
- (2) いじめの年度内における解消率・解消件数
- (3) いじめ発見のきっかけ

3 長期欠席の状況

- (1) 長期欠席者数の内訳
- (2) 不登校児童生徒数
- (3) 不登校の要因
- (4) 不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等

※注釈、本調査における定義・調査基準は、
12ページ以降に記載。

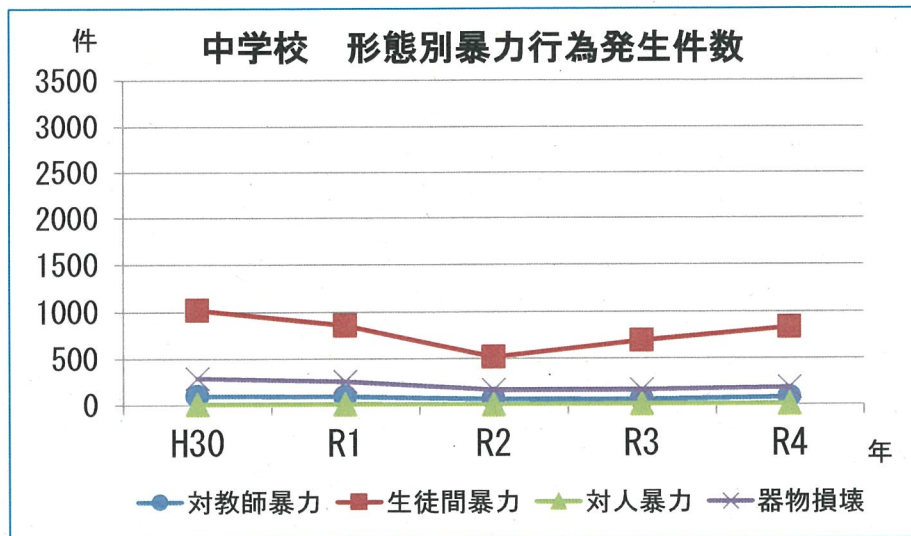
1 暴力行為の状況 (1) 暴力行為の発生件数



小学校	H30	R1	R2	R3	R4	増減率
対教師暴力	326	291	289	322	330	2.5%
生徒間暴力	3,185	3,232	3,358	3,359	3,069	▲8.6%
対人暴力	15	6	10	7	14	100%
器物損壊	508	456	456	424	436	2.8%
合計	4,034	3,985	4,113	4,112	3,849	▲6.4%

中学校	H30	R1	R2	R3	R4	増減率
対教師暴力	91	88	59	52	73	40.4%
生徒間暴力	1,017	854	511	687	829	20.7%
対人暴力	4	6	2	3	6	100%
器物損壊	286	251	160	156	182	16.7%
合計	1,398	1,199	732	898	1,090	21.4%

小中合計	H30	R1	R2	R3	R4	増減率
小中合計	5,432	5,184	4,845	5,010	4,939	▲1.4%

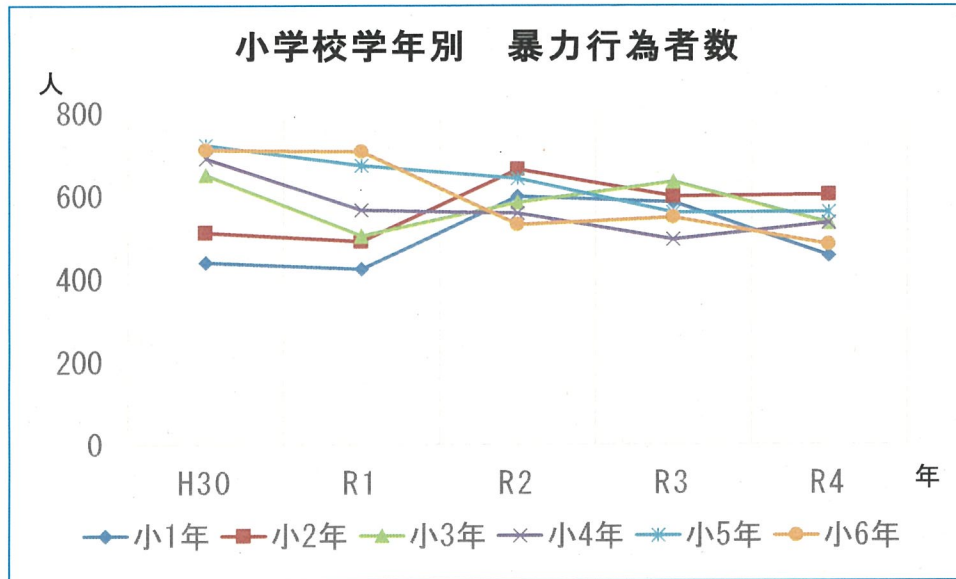


・小学校の暴力行為発生件数は、前年度に比べて減少、中学校は前年度に比べて増加していますが、小中学校の暴力行為発生件数合計は、ほぼ横ばい状態です。内訳としては、前年度までと同様に生徒間暴力が最も多く、次いで器物損壊、対教師暴力、対人暴力の順です。

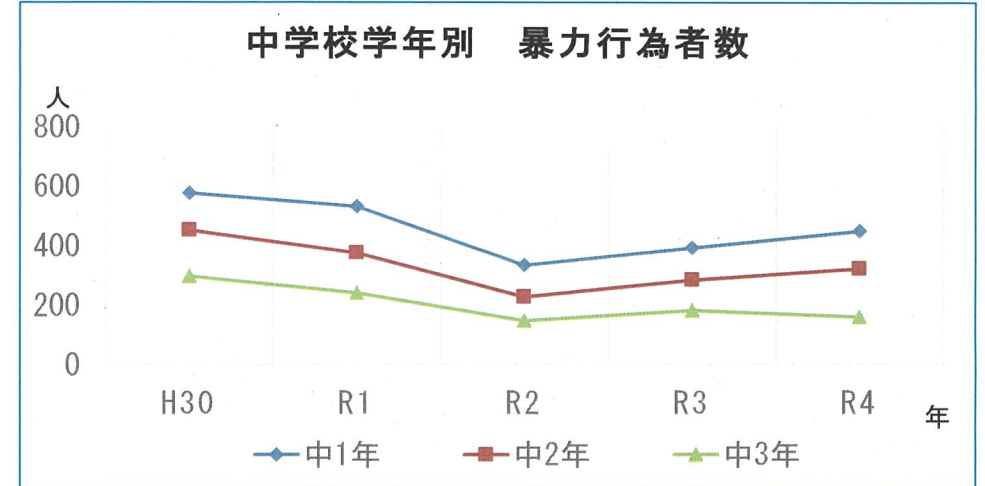
・小学校では、前年度と比べて生徒間暴力が290件（8.6%）減少しました。これまで微増が続いていましたが、初めて減少に転じました。

・中学校では、全ての形態において発生件数が増加しました。令和2年度まで減少が続いていた生徒間暴力は前年度に続き、増加しています。

1 暴力行為の状況 (2) 学年別暴力行為者数



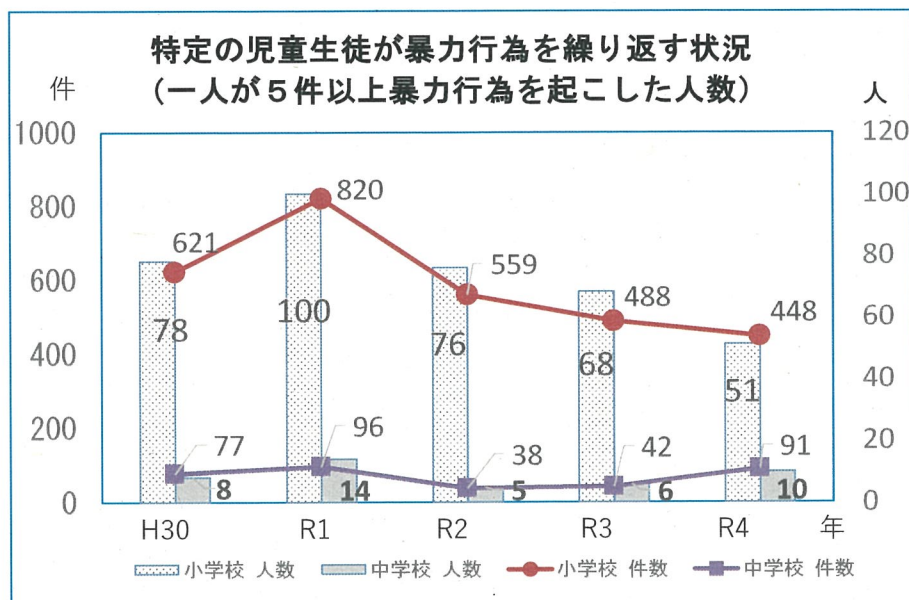
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
小 1	440	425	599	584	456
小 2	512	491	664	599	603
小 3	651	505	584	634	534
小 4	691	566	558	495	534
小 5	723	674	642	560	561
小 6	712	708	531	548	484
合計	3,729	3,369	3,578	3,420	3,172



	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
中 1	577	530	333	392	448
中 2	453	376	227	285	323
中 3	297	241	148	183	161
合計	1,327	1,147	708	860	932

- ・小学校の暴力行為者数は令和2年度から学年間の差が小さくなっています。前年度比較では、1年生(128人)、3年生(100人)、6年生(64人)は減少、2年生(4人)、4年生(39人)、5年生(1人)は増加しています。
- ・中学校は、減少傾向が続いていましたが、令和2年度から1、2年生で増加しています。1年生の暴力行為者数が最も多く、学年が上がるにつれて減少していく傾向が続いています。

1 暴力行為の状況（3）特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況



特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況 (R4 学年別人数と件数)

		人数	回数
小学校	1年	11	148
	2年	6	41
	3年	11	105
	4年	7	48
	5年	8	52
	6年	8	54
合計		51	448

		人数	回数
中学校	1年	1	5
	2年	7	70
	3年	2	16
合計	合計	10	91

- ・小学校で5件以上繰り返し暴力行為を起こした児童の数は前年度から17人(25%)、件数は前年度から40件(8.2%)減少しました。
- ・中学校で5件以上繰り返し暴力行為を起こした生徒の数は前年度から4人(66.7%)、件数は前年度から49件(117%)増加しました。

今後の対応

- ・暴力行為の防止には、様々な特性がある児童生徒の内面や、その背景を共感的に理解し適切に支援する必要があります。学校は、引き続き「人権尊重の精神を基盤とする教育」の徹底や「発達支持的生徒指導^{*1}」「課題未然防止教育^{*2}」を推進し暴力行為の防止に努めます。
- ・生徒間暴力が最も多いことを鑑みると、学校においては、教育相談の充実や自己肯定感の育成のために子どもの社会的スキル横浜プログラム^{*3}の一層の活用が求められます。また、授業づくりや学校行事等の企画運営において、学校全体で特別支援教育の視点を踏まえた取組を進めます。
- ・児童支援・生徒指導専任教諭が中心となり、児童生徒の小さな変化に早期に気づき、速やかに専門家と連携した支援を行うことができる体制づくりを推進し「チーム学校」としての機能充実を図っていきます。

2 いじめ (1) いじめの認知件数・いじめの態様

いじめの認知件数

	H30	R1	R2	R3	R4	増減	増減率
小学校	4,123	4,365	4,527	6,168	10,028	3,860	62.6%
中学校	1,423	1,265	1,001	1,388	2,220	832	59.9%
小中合計	5,546	5,630	5,528	7,556	12,248	4,692	62.1%

・いじめの認知件数※4は前年度から小学校では3,860件(62.6%)増加、中学校では832件(59.9%)増加しました。小中合計では前年度から4,692件(62.1%)増加しています。

・いじめの態様については、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしたたかれたり、蹴られたりする。」の2項目を合わせると小学校74.9%、中学校78.8%といずれも7割を超えています。

いじめの態様 (複数選択解答)

	小学校		中学校		小中合計	
	件数	※割合	件数	※割合	件数	※割合
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	5,122	51.1%	1,420	64.0%	6,542	53.4%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	859	8.6%	207	9.3%	1,066	8.7%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしたたかれたり、蹴られたりする。	2,387	23.8%	329	14.8%	2,716	22.2%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	1,430	14.3%	164	7.4%	1,594	13.0%
金品をたかられる。	166	1.7%	40	1.8%	206	1.7%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	857	8.5%	125	5.6%	982	8.0%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1,619	16.1%	174	7.8%	1,793	14.6%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	348	3.5%	256	11.5%	604	4.9%
その他	334	3.3%	39	1.8%	373	3.0%
件数合計 (複数回答)	13,122		2,754		15,876	
	いじめの認知件数	10,028	2,220		12,248	

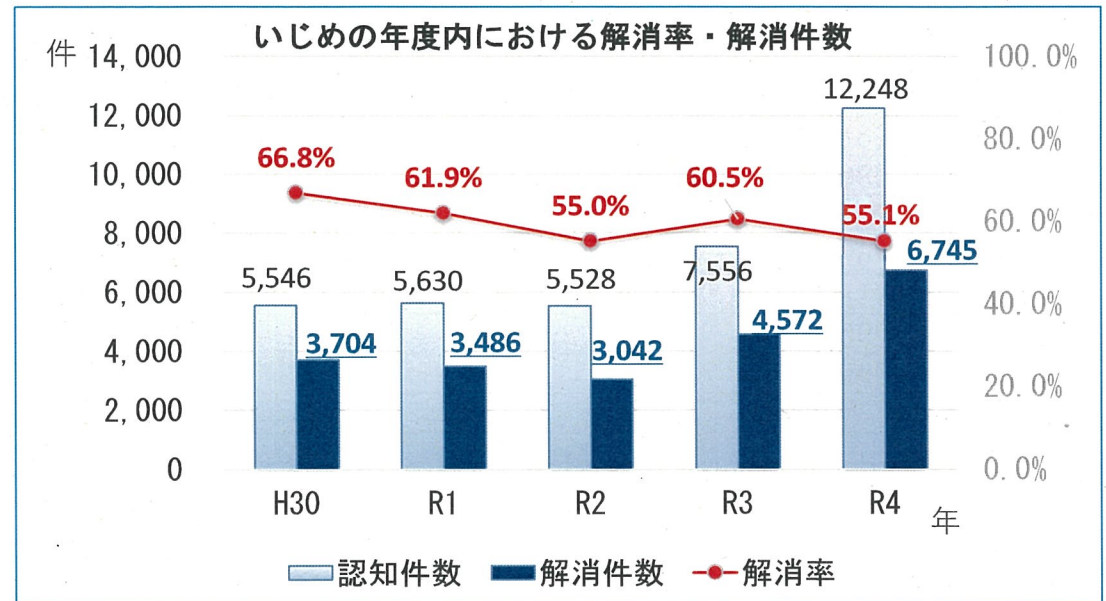
※ 割合：いじめ認知件数に対する各項目

2 いじめ (2) いじめの年度内における解消率・解消件数

小学校	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数	4,123	4,365	4,527	6,168	10,028
解消件数	2,785	2,738	2,545	3,810	5,640
取組中	1,338	1,627	1,982	2,358	4,388
解消率	67.5%	62.7%	56.2%	61.8%	56.2%

中学校	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数	1,423	1,265	1,001	1,388	2,220
解消件数	919	748	497	762	1,105
取組中	504	517	504	626	1,115
解消率	64.6%	59.1%	49.7%	54.9%	49.8%

小中合計	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数	5,546	5,630	5,528	7,556	12,248
解消件数	3,704	3,486	3,042	4,572	6,745
取組中	1,842	2,144	2,486	2,984	5,503
解消率	66.8%	61.9%	55.0%	60.5%	55.1%



・いじめの年度内の解消率^{※5}は小学校では56.2%、中学校では49.8%、小中合計で55.1%となっています。解消件数は小学校で1,830件増加、中学校で343件増加し、小中合計では2,173件増加しています。

・年度内に解消できなかったいじめ^{※6}について、県の調査に基づき、令和5年7月末において（国の調査時点から3か月後）確認できた令和4年度のいじめ解消件数2,651件を加えた解消率は76.7%（前年度81.7%）となっています。

2 いじめ (3) いじめ発見のきっかけ

いじめ発見のきっかけ	件数	構成比
●学校の教職員等が発見	2,548	20.8%
学級担任が発見	1,530	12.5%
学級担任以外の教職員が発見	550	4.5%
養護教諭が発見	62	0.5%
スクールカウンセラー等の相談員が発見	22	0.2%
アンケート調査など学校の取組により発見	384	3.1%
●学校の教職員以外からの情報により発見	9,700	79.2%
本人からの訴え	4,117	33.6%
当該児童生徒の保護者からの訴え	4,483	36.6%
他の児童生徒からの情報	770	6.3%
他の保護者からの情報	264	2.2%
地域の住民からの情報	15	0.1%
学校以外の関係機関からの情報	47	0.4%
その他（匿名による情報など）	4	0.0%
計	12,248	100%

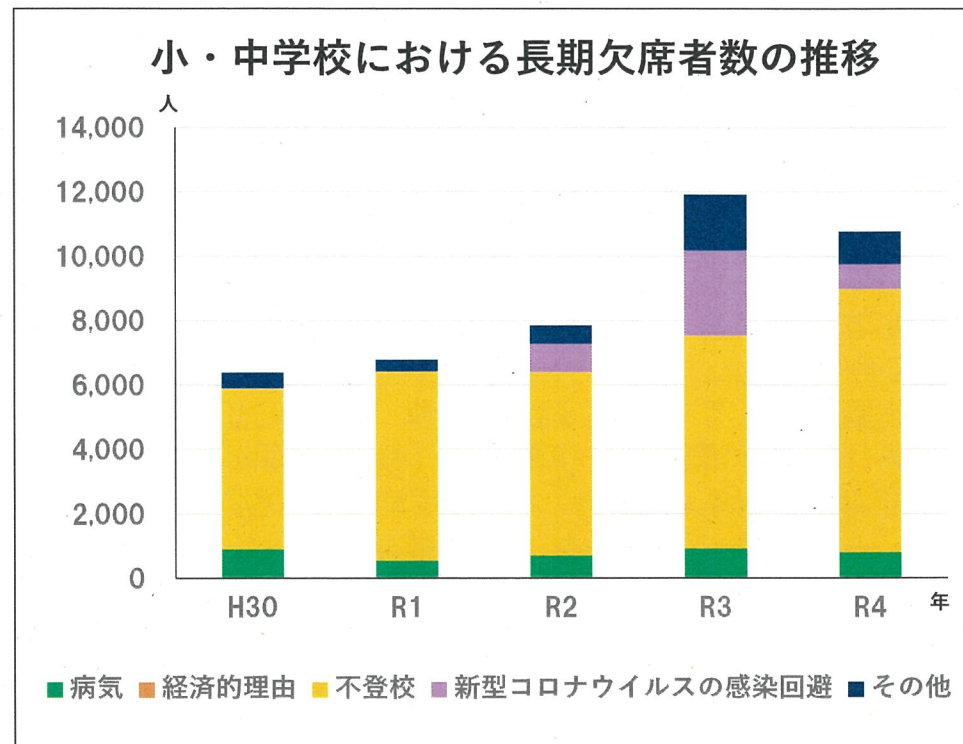
- いじめ発見のきっかけは「当該児童生徒の保護者からの訴え」4,483件(36.6%)、「本人からの訴え」4,117件(33.6%)の2つで全体の70%以上を占めています。

今後の対応

- いじめ認知件数が大きく増加した理由として、各学校長のリーダーシップのもと、初期段階のいじめを「学校いじめ防止対策委員会」により積極的に認知したことや、けんかやトラブルを双方が傷ついたことに着目し、相互に「いじめ」として認知するようになってきたことが挙げられます。今後も、早期発見・早期対応に努めます。
- いじめの未然防止の取組として、「発達支持的生徒指導」「課題未然防止教育」を推進し、児童生徒がいじめの定義への理解を深め、相手意識を育めるように「横浜子ども会議^{※7}」の取組等を通して、いじめの問題に向き合い、自分ができることを考えたり、話し合う機会を充実させます。
- いじめの早期発見のために日頃から児童生徒、保護者と信頼関係を築くことや定期的な教育相談、アンケートの実施、横浜プログラムを活用したSOSの出し方教育の実践等を引き続き行っていきます。
- 5年度から「いじめ早期発見のための記名式アンケート」を実施しており、実施後の教育相談や見守りを確実に行う等、教職員が、児童生徒のSOSのサインを見逃さず受け止めることができるよう取り組んでいきます。

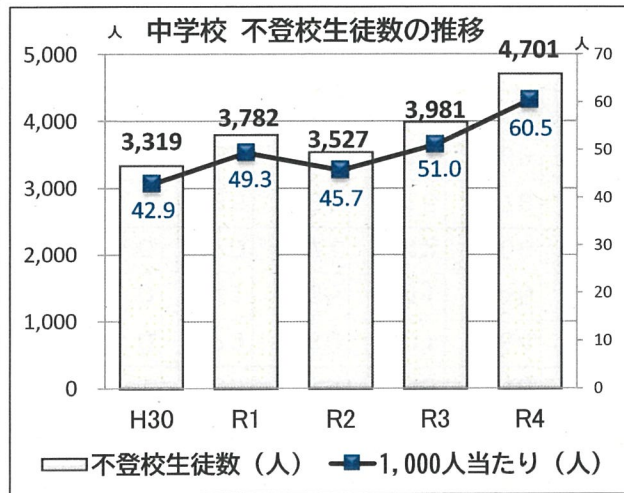
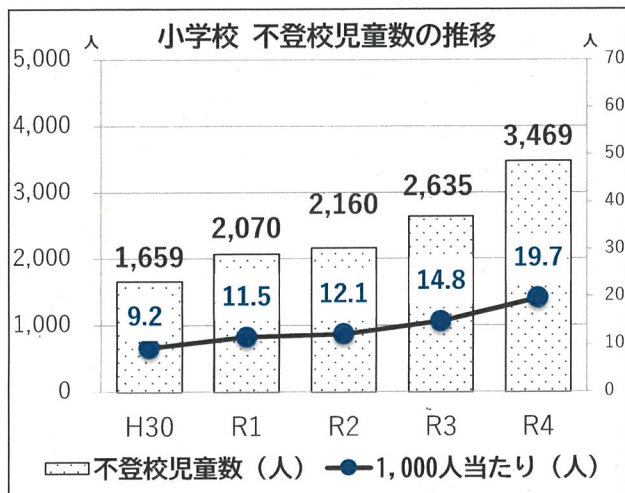
3 長期欠席の状況 (1) 長期欠席者数の内訳

		H30	R1	R2	R3	R4	増減	増減率
小学校	病気	534	278	465	541	423	▲ 118	-21.8%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	0.0%
	不登校	1,659	2,070	2,160	2,635	3,469	834	31.7%
	新型コロナウイルスの感染回避	-	-	685	2,041	603	▲ 1,438	-70.5%
	その他	355	282	460	1,319	835	▲ 484	-36.7%
	計	2,548	2,630	3,770	6,536	5,330	▲ 1,206	-18.5%
中学校	病気	375	281	250	387	396	9	2.3%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	0.0%
	不登校	3,319	3,782	3,527	3,981	4,701	720	18.1%
	新型コロナウイルスの感染回避	-	-	200	601	181	▲ 420	-69.9%
	その他	134	93	88	401	163	▲ 238	-59.4%
	計	3,828	4,156	4,065	5,370	5,441	71	1.3%
計	病気	909	559	715	928	819	▲ 109	-11.7%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	0.0%
	不登校	4,978	5,852	5,687	6,616	8,170	1,554	23.5%
	新型コロナウイルスの感染回避	-	-	885	2,642	784	▲ 1,858	-70.3%
	その他	489	375	548	1,720	998	▲ 722	-42.0%
	計	6,376	6,786	7,835	11,906	10,771	▲ 1,135	-9.5%



・長期欠席者のうち、不登校は前年度比で1,554人（23.5%）増加、病気は109人（11.7%）減少、新型コロナウイルスの感染回避は1,858人（70.3%）減少、その他は722人（42.0%）減少しています。小学校、中学校ともに、不登校の数が増加し、新型コロナウイルスの感染回避とその他が減少しています。長期欠席者の総数としては1,135人（9.5%）減少しています。

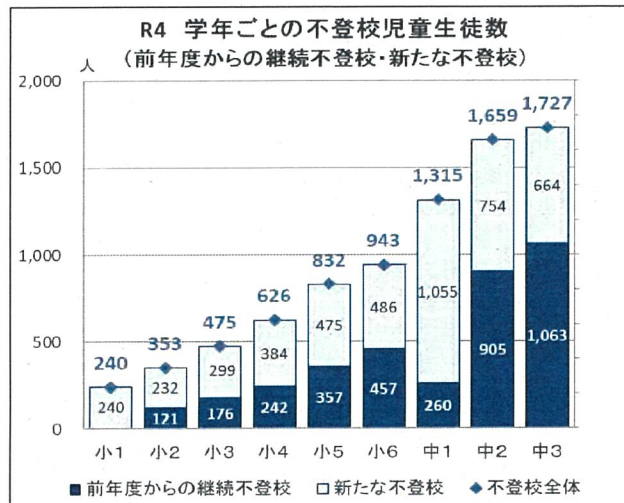
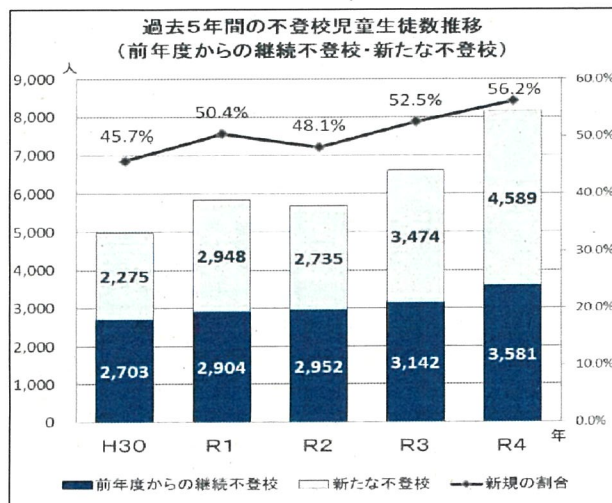
3 長期欠席の状況 (2) 不登校児童生徒数



欠席日数別不登校児童生徒数

区分	小学校			中学校		
	不登校児童数	1,000人当たり	割合	不登校生徒数	1,000人当たり	割合
欠席日数30～89日の者	1,853	10.5	53.4%	1,772	22.8	37.7%
欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方	1,342	7.6	38.7%	2,346	30.2	49.9%
欠席日数90日以上で出席日数0～10日の者	274	1.6	7.9%	583	7.5	12.4%
合計	3,469	19.7	100%	4,701	60.5	100%

- ・ 小学校の不登校数は3,469人で1,000人あたり19.7人となっています。
- ・ 中学校の不登校数は4,701人で1,000人あたり60.5人となっています。
- ・ 小学校では30～89日欠席の児童が1,853人(53.4%)、中学校では欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方が生徒が2,346人(49.9%)と約半数となっています。出席10日以下の児童生徒は小学校で274人(7.9%)、中学校では583人(12.4%)となっています。
- ・ 新たに不登校となった児童生徒が、不登校全体の56.2%(前年度52.5%)です。
- ・ 中学1年生の不登校生徒数に占める新たな不登校の人数は1,055人、継続不登校の人数は260人です。中学1年生の新たな不登校の割合が、他の学年と比べ最も高くなっています。



3 長期欠席の状況 (3) 不登校の要因

不登校の要因と考えられる状況

学校種		区分	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
			いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不応	家庭の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ・あそび・非行	
小学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	1	257	97	114	14	0	16	97	47	285	62	376	1,829	274
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	0	152	82	271	24	1	16	44	34	359	73	232	274	
	③小学校の①+②の合計	1	409	179	385	38	1	32	141	81	644	135	608	2,103	274
中学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	0	529	36	301	64	16	14	154	78	186	106	526	2,404	287
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	0	241	35	341	45	17	18	32	62	191	103	244	330	
	③中学校の①+②の合計	0	770	71	642	109	33	32	186	140	377	209	770	2,734	287
計	①合計	1	786	133	415	78	16	30	251	125	471	168	902	4,233	561
	②合計	0	393	117	612	69	18	34	76	96	550	176	476	604	
	①主たるものの件数合計に対する割合	0.0%	9.6%	1.6%	5.1%	1.0%	0.2%	0.4%	3.1%	1.5%	5.8%	2.1%	11.0%	51.8%	6.9%

・不登校の主たる要因を状況別にみると、学校に係る状況では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が9.6%、家庭に係る状況では「親子の関わり方」が5.8%、本人に係る状況では「無気力・不安」が51.8%と高い割合を占めています。

3 長期欠席の状況 (4) 不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等

不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等 (複数回答)

		学校外							学校内			合計	学校内外の機関等で相談・指導を受けていない人数※
		教育支援センター	機関等	教育委員会及び教育センター等	児童相談所、福祉事務所	保健所、精神保健福祉センター	病院、診療所	民間団体、民間施設	その他、左記以外の機関	専門的な指導	養護教諭による		
H30	小学校	144	109	170	25	327	100	18	262	748	1,903	362	
	中学校	289	93	289	8	437	175	20	425	1,170	2,906	1,245	
	計	433	202	459	33	764	275	38	687	1,918	4,809	1,607	
R1	小学校	159	123	243	8	452	125	29	309	976	2,424	468	
	中学校	288	101	381	2	559	228	21	514	1,355	3,449	1,314	
	計	447	224	624	10	1,011	353	50	823	2,331	5,873	1,782	
R2	小学校	160	110	273	10	442	97	27	287	1,016	2,422	583	
	中学校	218	72	309	5	532	193	34	357	1,166	2,886	1,454	
	計	378	182	582	15	974	290	61	644	2,182	5,308	2,037	
R3	小学校	134	155	134	5	399	127	30	255	1,081	2,320	980	
	中学校	203	130	257	20	603	177	92	338	1,174	2,994	1,682	
	計	337	285	391	25	1,002	304	122	593	2,255	5,314	2,662	
R4	小学校	207	147	134	13	516	162	79	238	1,264	2,760	1,390	
	中学校	219	65	243	31	617	160	56	391	1,302	3,084	2,267	
	計	426	212	377	44	1,133	322	135	629	2,566	5,844	3,657	

※ 学校内外の機関等で相談・指導を受けていない不登校児童生徒には、担任等の教職員が相談・指導をしている児童生徒を含む。

- ・ 相談・指導等を受けた機関等の中では、学校内での相談である「スクールカウンセラー・相談員等による専門的な相談」が最も多く、2,566人です。
- ・ 学校外での相談は「病院・診療所」が最も多く1,133人です。

今後の対応

- ・ 日々の学校生活や中学校進学時において、「発達支持的生徒指導」「課題未然防止教育」に取り組み、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進めていきます。
- ・ 不登校児童生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の視点を加えたチーム学校でアセスメントを行い、学校、家庭、関係機関で情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援をしていきます。
- ・ 学校の担任や児童支援・生徒指導専任教諭等は、不登校児童生徒やその保護者を孤立させないためにも、家庭訪問や電話連絡等により、家庭とのつながりを絶やさないよう今後も取り組んでいきます。
- ・ 学校内外の場において、不登校状態にある児童生徒一人ひとりに合った「安心できる居場所」と「個別最適な学びの機会」の確保に引き続き取り組んでいきます。

※注釈

※1 「発達支持的生徒指導」

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外のすべての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立つ。

※2 「課題未然防止教育」

すべての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施。

※3 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」

子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために横浜市が開発したプログラム。子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」から構成される。

※4 「いじめの認知件数」

いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けたスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価する（平成27年8月 文部科学省）との見解に基づき、認知件数の向上に努めている。

※5 「いじめの解消している状態」

「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3か月（目安）止んでいる ②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面談等により確認）（「いじめ防止等のための基本的な方針」H29年3月改定 文部科学省）

※6 「解消できなかったいじめ」

いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる。いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため解消率が前年と比較して下がることが問題ではない。（令和2年11月 文部科学省）

※7 「横浜こども会議」

「横浜子ども会議」は、子ども主体のいじめ未然防止の取組として、「だれもが安心して生活できるよう、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会」をめざし、全市立学校の児童生徒が主体となって、話し合いと具体的な取組を年間を通じて進めるもの。

※本調査における定義・調査基準

1 暴力行為の状況

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態のいずれか一つに分類している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

「対教師暴力」 (教師に限らず、用務員等の学校職員も含む)	「対人暴力」 (対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った ・ 教師の胸倉をつかんだ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った ・ その他、教職員に暴行を加えた 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた
「生徒間暴力」 (何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る)	「器物損壊」 (学校の施設・設備等の損壊)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室の窓ガラスを故意に割った ・ トイレのドアを故意に壊した ・ 補修を要する落書きをした ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した ・ 他人の私物を故意に壊した ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象とする。また、いじめに該当する場合は、いじめの認知件数にも計上する。

※本調査における定義・調査基準

2 いじめ

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行う。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含む。
- 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含む。
- けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、「解消している状態」とは、少なくとも①いじめに係る行為の解消②当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことの2要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、いじめの認知件数は、いじめられた児童・生徒の人数を計上するものである。

※本調査における定義・調査基準

3 長期欠席の状況

「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒数を理由別に調査。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。

理由の選択については、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択。

「病気」	「その他」
<p>本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）</p>	<p>「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。 * 「その他」の具体例 ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者 ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者 ・連絡先が不明なまま長期欠席している者 ・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者 ・新型コロナウイルスの感染の急拡大期に、学校又は教育委員会から推奨あるいは提示されたオンライン学習（オンラインと対面のハイブリットで学習指導を行う場合を含む。）に参加したことによって、登校しなかった日数が30日以上となる者</p>
<p>「経済的理由」</p>	
<p>家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者を計上。</p>	
<p>「不登校」</p>	
<p>何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）を計上。</p>	
<p>「新型コロナウイルスの感染回避」</p>	
<p>新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない校長が判断した者を計上。</p>	

第4期横浜市教育振興基本計画 令和4年度の進捗状況【概要版】

横浜教育ビジョン2030

教育委員会一般報告資料
令和5年10月20日
教育政策推進課

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

第4期横浜市教育振興基本計画3つの視点

一人ひとりを大切に

子ども一人ひとりの個性や多様性を大切に、「だれもが」「安心して」「豊かに」の人権尊重の精神を基盤とする教育を推進するとともに、それぞれの資質・能力を育成します。

みんなの計画・みんなで実現

複数で子どもに関わる体制の徹底及び、家庭・地域・関係機関・民間企業・NPO等との連携・協働により、チーム横浜で子どもを育てます。

EBPM※の推進

「横浜市学力・学習状況調査」等のデータ分析により授業改善や児童生徒理解を一層推進するとともに、客観的な根拠に基づく教育政策を子どもの成長に関わる人と共有し、連携して質の高い教育につなげます。

※Evidence Based Policy Making エビデンスに基づく政策形成

柱1 一人ひとりを大切にしたい学びの推進

施策1 主体的・対話的で深い学びの実現

児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を推進し、一人ひとりの資質・能力の育成を図ります。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
横浜市学力・学習状況調査で示す学力レベル※において、小学校6年の国語・算数、中学校3年の国語・数学で伸びを示した児童生徒の割合	小6国 67.8% 算 62.7% 中3国 64.8% 数 51.0% (令和4年度)	小6国 67.8% 算 62.7% 中3国 64.8% 数 51.0%	小6国 70% 算 70% 中3国 70% 数 70%
自分たちで課題を立て、その解決に向けて情報を集めたり、話し合ったりしていると思う児童生徒の割合	小6 71.8% 中3 65.6%	小6 78.2% 中3 78.3%	小6 75% 中3 70%

※横浜市学力・学習状況調査における、学習の理解や習熟の状況を示した42の段階

【今後の方向性】教育実践とICTのベストミックスにより、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を推進し、一人ひとりの資質・能力の育成を図っています。IRTを取り入れた調査に改訂した横浜市学力・学習状況調査では、保護者や児童生徒が「学力」の伸びを見ることができるよう、個人結果シートを改訂します。

施策2 情報教育の充実及び教育DXの推進

児童生徒の情報活用能力及び教職員のICT活用指導力の育成を図るとともに、新たな教育センターの開設を進めます。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
「情報モラル・セキュリティの理解」「端末の基本的操作」「課題解決・探究における情報活用」ができると答える児童生徒の割合	小6 85.1% 中3 85.4% (令和4年度)	小6 85.1% 中3 85.4%	小6 90% 中3 90%
校務や授業にICTを活用し、児童生徒の情報活用能力の育成に向けた指導ができると答える教職員の割合	79.1%	集計中 ※随時最新の情報に更新します	95%

【今後の方向性】「GIGAスクール構想」を踏まえ、1人1台端末でクラウドサービスや学習用デジタル教科書等を効果的に活用し、児童生徒の情報活用能力を育成していくとともに、ICTコーディネーターを養成し、教職員のICT活用指導力の育成を図っていきます。また、新たな教育センターの開設に向けて、事業者と設計協議を進めるとともに、調査・研究等を推進していきます。

施策3 特別支援教育の推進

多様で柔軟な学びの場の提供や障害の有無にかかわらず子どもたちが共に学ぶ機会の充実、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上等に取り組みます。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援がされ、児童生徒の成長につながっていると感じている保護者の割合	88%	91.6%	90%

【今後の方向性】学校と教育委員会が特別支援教育の目指す姿を共有するために、「特別支援教育推進指針（仮称）」の策定を目指していきます。また、令和5年3月に策定した「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」に基づき、教職員の専門性の向上や医療的ケアに係る通学支援、看護師体制の充実に取り組めます。

施策4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

増加する不登校児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒の支援など、多様な教育的ニーズに対応した教育を推進します。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
不登校の支援を受けている児童生徒のうち、安心できる居場所があると感じる割合	78.9%	79.9%	85%
日本語指導が必要な児童生徒のうち、自尊感情や共感・配慮等の合計値が上昇した割合*	小3~6 47.3%	小3~6 48.4%	小3~6 60%

※横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-Pアセスメント」を年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析

【今後の方向性】不登校児童生徒の居場所・学びの支援として、学びの機能を有するハートフルスペース（機能強化型）の実施箇所数を増やすなど、横浜教育支援センターによる支援の拡充や機能強化を図ります。日本語指導が必要な児童生徒への支援として、日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況等を踏まえて、外国語補助指導員配置校を増やすなど、更なる支援に取り組みます。

施策5 新たな時代に向けた高校教育の推進

主体的な学びを実現する高校教育を推進し、各校の特色ある取組を発展させ、世界で活躍する人材を育成します。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
「総合的な探究の時間」では主体的に考え、行動し、課題解決できるようになったと答える生徒の割合	81%	82%	95%

【今後の方向性】各学校において「総合的な探究の時間」に重点的に取り組めるよう、教職員研修の拡充の検討を行うなど、市立高校全体で取組の質の向上を図ります。また、グローバル教育・サイエンス教育として、現地交流の再開も含めた交流の促進やサイエンス教育プログラムの全校展開等、取組の拡充を検討していきます。

施策6 小中一貫教育及び幼保小連携の推

小中9年間を見通した教育を充実させるとともに、幼保小連携を推進し、小学校教育への円滑な接続を図ります。

【今後の方向性】小中一貫教育では、各ブロックや各校において、「小中一貫した経年での学力の伸びを捉える」、「資質・能力の育成に資する効果的なICTの活用」という2つの視点を意識したカリキュラム・マネジメントを推進していきます。幼保小連携として、連携がより一層進むように「コーディネーター養成研修」等を計画し、園と小学校間のカリキュラム接続が円滑に進められるようにしていきます。

柱2 ともに未来をつくる力の育成

施策1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進

グローバル社会で活躍し、他者と協働・共生できる人材の育成に向け、英語教育や国際理解教育を推進します。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
英語で進んでコミュニケーションを図りたいと思う児童生徒の割合	小6 73.9% 中3 66.5%	小6 76.7% 中3 75.4%	小6 80% 中3 70%
中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得割合	54.9%	66%	60%

【今後の方向性】英語教育の充実では、デジタルの英語教材の活用やアウトプットとして小学校英語村、中学校でのスーパーイングリッシュプログラム、はまっこ留学体験活動等を実施し、海外で学ぶ可能性を示していきます。また、英語を通して異なる文化を体験的に学ぶ国際理解教室や「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」への参加を通して、児童生徒の国際性を養い、国際社会で自分たちのできることを実践しようとする態度の育成を図ります。

施策2 持続可能な社会の創り手育成の推進

持続可能な社会の創り手を育成するために、SDGs達成の担い手育成とキャリア教育を一体的に推進します。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
学習を通して見いだした地域や社会の課題を自分たちで解決できると思う児童生徒の割合	小4~6 平均 69.3% 中1~3 平均 62.1% (令和4年度)	小4~6 平均 69.3% 中1~3 平均 62.1%	小4~6 平均 72% 中1~3 平均 65%

【今後の方向性】SDGs達成の担い手育成（ESD）と「はまっ子未来カンパニープロジェクト」をはじめとする「自分づくり（キャリア）教育」を一体的に推進した取組を、学校全体で進めていけるように支援したり、持続可能な社会の創り手育成につながる取組を価値付けたりするなどして、学校全体でSDGs達成の担い手育成（ESD）を目指した教育活動を進めていく意識を高めていきます。

柱3 豊かな心の育成

施策1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進

一人ひとりが安心して過ごすことができる学校風土を醸成するとともに、自分も他の人も大切にできる、心豊かな子どもを育成します。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
自尊感情や共感・配慮等の合計値の学級平均が上昇した割合*	小3～6 48.1%	小3～6 49.9%	小3～6 60%

※横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-Pアセスメント」を年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析

【今後の方向性】子どもの自己肯定感がはぐくまれ、仲間との関りが豊かになるよう、Y-Pアセスメントを分析及び活用した学級づくりや授業改善を推進できるよう、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」実践推進校の優れた取組みを広報していきます。「本物」に触れる機会の創出では、共生社会の実現等に向けた児童生徒の興味・関心をはぐくむトップアスリートの招聘を拡充していきます。

施策2 安心して学べる学校づくり

教職員の意識向上を推進するとともに、様々な課題に対して組織的に対応できる児童生徒支援体制の充実を図ります。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
自尊感情や共感・配慮等の合計値の学級平均が上昇した割合【再掲 柱3施策1】	小3～6 48.1%	小3～6 49.9%	小3～6 60%

【今後の方向性】「横浜子ども会議区交流会」において、中学校ブロックでの児童生徒の交流だけでなく、意識的に保護者や地域との連携を図るようにしていきます。子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止として、学校でのSC・SSWと教職員の連携強化し、研修等によるスキルアップと、相談件数の多いブロックへの適切な配置による対応強化など教育相談の充実を図ります。

柱4 健やかな体の育成

施策1 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進

児童生徒の健康づくりに取り組むとともに、学校給食法の趣旨を踏まえ、全ての生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた体制を確保します。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
中学校給食の供給体制	最大 40% (令和4年度)	最大 40%	全員に供給できる体制の確保が完了
体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、多様な人と運動・スポーツを楽しみたいと思う児童生徒の割合	85% (令和4年度)	85%	88%

【今後の方向性】中学校給食推進校での検証を踏まえ、より充実した給食を提供できるよう、出来るところから取組みを進めるとともに、全生徒・教職員分の供給体制を確保するため、市有地を活用した工場新設を含め、事業者公募及びアレルギー対応(対応品目・対応方法)の検討を進めます。健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現のために、各学校が作成する「健やかな体の育成プラン」を分析し、市体力・運動能力調査の活用方法や好事例の発信に取組みます。

柱5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働

施策1 多様な主体とつながる教育の充実

子どもたちと社会がつながる機会を創出します。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと答える学校の割合	小 93.7% 中 87.3%	小 93.0% 中 82.8%	小 95% 中 95%

【今後の方向性】学校運営協議会が9割以上の学校に設置されたため、設置に向けた支援から取組の好事例を紹介するために、外部講師を積極的に招いて研修会を行うなど、取組の質向上や持続可能な会の運営に向けた支援に転換し、学校と地域の協働活動が円滑に進められるようにします。また、地域学校協働本部の全校設置に向け、今までの取組に加え、学校への個別相談を継続して行うとともに、学校種の特徴を生かした柔軟な設置推進を図ります。

施策2 福祉・医療等との連携による支援の充実

福祉・医療等の機関との連携を強化し、子どもを支えます。

【今後の方向性】放課後キッズクラブについて、活動場所の拡充や医療ケア児の受け入れが必要な場合には、引き続き関係者と調整しながら対応を図ります。また、本市におけるヤングケアラーの実態把握調査を踏まえ、市民等に向けた広報・啓発や関係機関向け研修等の実施、関係機関の連携強化やヤングケアラーへの支援の更なる拡充に向けた有識者等を含む検討会の設置に、関係局と連携して取り組みます。

施策3 家庭教育支援の推進

家庭教育支援の充実に取り組みます。

【今後の方向性】思春期保健講座について、児童生徒や保護者を対象に、区役所の助産師・保健師と小・中学校及び義務教育学校の更なる連携に努め、命の大切さ等について学ぶ機会を提供していきます。また、特別な支援が必要な子どもの保護者に対して、子育ての不安解消につながるよう、子どもの特性を踏まえた家庭での関わり方のヒントを伝える「保護者教室」の充実を図ります。

柱6 いきいきと働き、学び続ける教職員**施策1 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革**

遅くとも19時までの退勤を原則とし、働き方改革の推進による学ぶ時間の確保及び教職員の資質・能力の向上を目指します。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
資質・能力が向上した教職員の割合※1	92%	91%	95%
2か月連続で時間外在校等時間が月80時間超の教職員数※2	2,798人/年	2,608人/年	0人(毎年度)
19時までに退勤する教職員の割合	75.9%	76.2%	90%

【今後の方向性】教職員の資質・能力の向上に向けて、教職員の育成・支援ができるよう、ICTを活用した多様な研修方法による研修受講の活性化や教職員のニーズに即した研修内容の充実等に取り組みます。時間外在校等時間縮減に向けた校長会との連携や2年目校長研修による管理職のマネジメント力の強化、教職員の意識改革や学校をサポートする専門スタッフの配置等による体制強化、学校業務の改善・適正化など、働き方改革の取組を総合的に推進していきます。大学3年生を対象とした新たな特別選考や英語能力加点制度の拡充、各連携大学の研修事業の充実や桜丘高校の教員養成講座の開校などを通じて、優れた人材の確保及び採用前教職員の養成を推進します。

※1 教職員が分析チャートを基に自身の資質・能力が向上したと回答した割合

※2 年度内に一度でも該当した教職員は集計対象とする。なお、本指標を達成した時点で、規則に定めた月45時間に係る指標の再設定を検討

柱7 安全・安心でより良い教育環境**施策1 学校施設の計画的な建替え**

計画的かつ効果的な学校建替えを推進します。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
建替工事着手校数	4校(累計)※	6校(累計)	17校(累計)

※「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」策定(平成29年5月)以降の累計校数

【今後の方向性】令和5年3月に公表した「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」(素案)をもとに、計画的な建替え等の検討を進めます。また、木材利用や太陽光発電の活用といった、環境に配慮した学校施設の整備を検討していきます。

施策2 安全・安心な施設環境の確保

安全・安心で、誰もが使いやすい教育環境を設備します。

【今後の方向性】学校施設における児童生徒の安全確保として、擁壁及び崖の調査、対策工事を行うための設計を進め、ブロック塀の解体撤去及びフェンスの設置を行います。また、老朽化した空調設備の更新や体育館の空調新設、トイレの洋式化など計画どおり整備を進めるとともに、要配慮児童が小学校低学年からエレベーターを使用開始できるよう幼保小連携の取組を強化していきます。

施策3 学校規模・通学区域の適正化

学校規模の適正化や通学区域の見直しを進めます。

【今後の方向性】学校規模の適正化の推進に向けて、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら、引き続き地域状況を考慮した具体的な検討を行います。

柱8 市民の豊かな学び

施策1 生涯学習の推進

市民の生涯学習や、社会参加のすそ野の拡大を推進します。

【今後の方向性】市民が主体的に地域の課題や社会的な問題に関わり、豊かなまちづくりにつなげていくために、各区の生涯学習に係る職員に対して、ニーズに応じたテーマでの出前研修等を行います。横浜市社会教育コーナーにおいて、市民の参加を促すために、社会教育士を中心としたコーディネーター人材の育成に取り組みます。また、子どもたちの主体的な学びの推進及び若者の社会参加のきっかけづくりとして、体験型社会教育プログラムの「子どもアドベンチャーカレッジ」に引き続き、取り組みます。

施策2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進

市立図書館の知の拠点の機能に加え、居心地よく豊かな時間を過ごせるよう再整備を検討し、読書活動を推進します。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
図書館における貸出冊数*	1,160万冊/年	1,220万冊/年	1,200万冊/年
市立図書館の再整備の在り方検討	-	調査・検討の実施	ビジョン策定 (令和5年度)

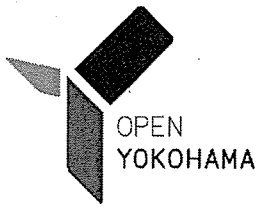
※市立図書館での貸出（電子書籍の貸出を含む）及び広域相互利用による他都市での横浜市民への貸出も含む

【今後の方向性】市立図書館の再整備の在り方を調査検討し、令和5年度中に新たな図書館像「図書館ビジョン（仮称）」を策定します。また、豊かな市民生活を実現するため、市立図書館の図書館サービスの充実として、図書・電子書籍の充実に努めるとともに、身近で便利な図書館サービスの提供に向け、DXを活用したサービスの充実に取り組みます。読書活動の推進として、学校図書館の資料の充実と学校司書による授業支援を継続して行うとともに、司書教諭と学校司書が合同で受講する研修実施、授業支援のあり方や取組・実践の共有を進めます。

施策3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

文化財の保存・活用、歴史文化の学びの充実を図ります。

【今後の方向性】「横浜市文化財保存活用地域計画」の策定に向け、文化庁等との調整及び協議、意見聴取を継続するとともに、本市の文化財保護行政の方針についての議論も行いながら計画作成を進めていきます。市内に残る文化財の保存・活用、理解を推進するため、無形民俗文化財保護団体の調査を計画的に実施するとともに、未指定文化財の把握調査等の継続的な実施により、文化財保護施策の検討につなげます。博物館等施設においては、学校現場のニーズに応じた訪問授業や、ICT環境に合わせた授業コンテンツの製作等、各学校の希望に配慮しつつ各取組を進めます。



令和4年度実績 横浜市教育委員会点検・評価報告書

《資料編》

第4期横浜市教育振興基本計画

令和4年度の進捗状況

令和5年8月

横浜市教育委員会

目次

第4期横浜市教育振興基本計画 令和4年度の進捗状況

◇施策ごとの進捗状況

柱1	一人ひとりを大切にしたい学びの推進	1頁
柱2	ともに未来をつくる力の育成	12頁
柱3	豊かな心の育成	15頁
柱4	健やかな体の育成	18頁
柱5	家庭・地域等の多様な主体との連携・協働	20頁
柱6	いきいきと働き、学び続ける教職員	23頁
柱7	安全・安心でより良い教育環境	25頁
柱8	市民の豊かな学び	28頁

柱1 一人ひとりを大切にした学びの推進

施策1 主体的・対話的で深い学びの実現

◆ 施策の目標・方向性

横浜が今まで取り組んできた新学習指導要領に基づく教育実践と、最先端のICTのベストミックスにより、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を推進し、その結果、一人ひとりの資質・能力の育成を図ります。

◆ 指標

指標	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
横浜市学力・学習状況調査で示す学力レベル ^{※1} において、小学校6年の国語・算数、中学校3年生の国語・数学で伸びを示した児童生徒の割合 ^{※2}	小6 国 67.8% 算 62.7% 中3 国 64.8% 数 51.0% (令和4年度)	小6 国 67.8% 算 62.7% 中3 国 64.8% 数 51.0%	小6 国 70% 算 70% 中3 国 70% 数 70%
学校の授業に進んで取り組む児童生徒の割合 ^{※2}	小6 88.5% 中3 89.5%	小6 89.7% 中3 91.7%	小6 90% 中3 90%
自分たちで課題を立て、その解決に向けて情報を集めたり、話し合ったりしていると思う児童生徒の割合 ^{※3}	小6 71.8% 中3 65.6%	小6 78.2% 中3 78.3%	小6 75% 中3 70%
放課後の学習支援により、児童・生徒が主体的に学習に取り組む態度が定着したと回答した学校の割合	81%	83%	85%

※1 横浜市学力・学習状況調査における、学習の理解や習熟の状況を示した42の段階

※2 学習指導要領に定める資質・能力について、「学力」の伸びによって「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の状況を、学校の授業に進んで取り組む児童生徒の割合によって「学びに向かう力、人間性等」の状況を測る指標

※3 資質・能力の三つの柱を育成するために必要な、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を測る指標

◆ 主な取組

1 児童生徒一人ひとりの資質・能力の向上に向けた授業改善

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
横浜市教育課程研究協議会の参加者数	約9,000人	約10,200人	10,000人
小学校教育研究会が主催する一斉授業研究会に参加した教員数	約6,000人 (令和元年度)	約5,200人	8,000人
中学校教育研究会が主催する授業研究会に参加した教員数	—	約2,900人	3,500人
横浜市学力・学習状況調査の生活・学習意識調査のCBT化	試行導入の検討	試行 小 13校 中 14校	小 全校実施 中 全校実施

2 一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな学習支援

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
「読みのスキル」向上推進校数	20校(累計) [※]	26校(累計)	40校(累計)
放課後学習支援の実施校数	小 34校 中 59校	小 34校 中 71校	小 35校 中 全校
肢体不自由など特別な配慮や支援が必要な子どもが授業参加できるようにするための教員研修回数	1回/年	5回/年	2回/年
特別支援教育の視点から考えるICT研修(アクセシビリティ研修)回数	3回/年	4回/年	4回/年

※事業を開始した令和元年度からの累計

3 小学校高学年におけるチーム学年経営の推進

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
小学校高学年における教科分担制を伴うチーム学年経営の推進校数	129校	188校	全校

実績を踏まえた今後の取組の方向性

- ・学習指導要領に基づく教育実践とICTのベストミックスにより、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を推進し、一人ひとりの資質・能力の育成を図っています。
- ・児童生徒一人ひとりの資質・能力の向上に向けた授業改善では、横浜市学力・学習状況調査をIRT（項目反応理論）を取り入れた調査に改訂し実施しました。これにより、令和5年度からは全校で「学力」の伸びを把握できるようになるため、保護者や児童生徒が「学力」の伸びを見ることができるよう、個人結果シートを改訂します。
- ・授業研究会については、新型コロナウイルス感染症対策として授業会場への参加者制限をしたことで、小学校の一斉授業研究会の参加人数が令和3年度の実績を下回りました。今後は、オンラインを活用して授業研究会の参加者数の拡大を図るとともに、教育課程協議会で年間を通じた研究のサイクルを構築・発信することで、授業改善に取り組みます。
- ・一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな学習支援では、読みのスキルに関するアセスメントに基づく指導や、特別な配慮や支援が必要な子どもが授業参加できるようにするための教職員向けの研修、放課後学習支援を実施しました。引き続き取組を進めるとともに、放課後学習支援の実施校数の拡充に取り組みます。
- ・令和4年度は、チーム学年経営を188校で実施しました。実施校の児童アンケートでは、84%の児童が「学年のほかの先生がかかわってくれるので安心して過ごしている」と回答しました。令和5年度は、実施校数を拡充するとともに、各校の取組から好事例を分析し、共有することで、令和7年度の全校実施に向けて準備を進めます。

柱1 一人ひとりを大切にしたい学びの推進

施策2 情報教育の充実及び教育DXの推進

◆ 施策の目標・方向性

- 「GIGA スクール構想」を踏まえ、1人1台端末等のICT環境を効果的に活用し、児童生徒の情報活用能力及び教職員のICT活用指導力の育成を図ります。
- 新たな教育センターの開設に向けて機能・連携の強化を図るとともに、EBPM（エビデンスに基づく政策形成）を推進することで、より効果的・効率的な教育活動や教育施策を実現します。

◆ 指標

指標	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
「情報モラル・セキュリティの理解」「端末の基本的操作」「課題解決・探究における情報活用」ができると答える児童生徒の割合	小6 85.1% 中3 85.4% (令和4年度)	小6 85.1% 中3 85.4%	小6 90% 中3 90%
校務や授業にICTを活用し、児童生徒の情報活用能力の育成に向けた指導ができると答える教職員の割合	79.1%	集計中 ※随時最新の情報に更新します。	95%

◆ 主な取組

1 児童生徒の情報活用能力の育成			
想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
情報教育全体計画の策定・情報活用能力チェック表の活用校数	—	296校	小・中 全校
2 教職員のICT活用指導力の育成			
想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
ICTコーディネーター研修を受講し、修了した教職員の人数	—	362人	1,000人
3 ICT環境整備			
想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
ICT支援員の訪問回数	小・中・特支： 各48回/年 高：24回/年	小・中・特支： 62回/年 高：24回/年	小・中・特支： 各62回/年 高：24回/年
教育用ネットワーク回線の増速・安定化	—	教育用回線の全区間専用線化による増速（1Gbps）	安定稼働
4 新たな教育センターとEBPMの推進			
想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
新たな教育センター開設に向けた取組	事業者の公募	事業者の選定、設計協議	工事着手
横浜市学力・学習状況調査の生活・学習意識調査のCBT化【再掲 柱1 施策1】	試行導入の検討	試行 小 13校 中 14校	小 全校実施 中 全校実施
認知・非認知能力調査研究の実施	—	研究開発校 小学校2校 中学校1校	成果公表 (令和6年度)

実績を踏まえた今後の取組の方向性

- ・「GIGAスクール構想」を踏まえ、1人1台端末等のICT環境を効果的に活用し、児童生徒の情報活用能力及び教職員のICT活用指導力の育成を図っています。令和4年度には、「横浜どこでもスタディ」推進のための支援機材の整備や、「端末持ち帰り」試行校において、フィルタリング等の機能面の検証を行いました。デジタル教科書についても、国の実証事業に参加し、活用を推進していきます。
- ・児童生徒の情報活用能力の育成にむけて、「情報教育全体計画」の作成や「情報活用能力チェック表」の活用について研修を行いました。また、教職員向けに「情報モラルサポートブック」を作成し、情報モラル教育の充実を図っています。
- ・教職員のICT活用指導力の育成では、令和4年度は362名がICTコーディネーター研修を受講し、修了しました。研修をもとに、各校で、端末の利活用や授業デザインに関する研修の企画・運営等での活用など様々な取組を行い、実践を報告し合いました。
- ・ICT環境整備では、小中学校・特別支援学校において、ICT支援員の訪問回数を拡充し、端末の利活用しやすい環境を整えました。また、教職員、児童生徒が、継続的に安心してネットワークと端末を利用できるよう、運用・管理や保守を行っています。
- ・新たな教育センターと教育EBPMの推進では、令和11年度の開設に向けて、事業者選定を行い、基本協定を締結しました。今後は、事業者との設計協議を進めていきます。
- ・横浜市学力・学習状況調査の生活・学習意識調査において、令和4年度には、試行校において端末でMEXCBTを活用した調査（CBT化）を実施しました。今後は、全校でCBT調査が導入できるように準備を進めつつ、効果的・効率的なデータ収集・分析ができるよう基盤を整備していきます。
- ・認知・非認知能力の調査研究について、令和4年度は、研究開発校と大学・企業との連携による調査研究を実施しました。令和5年度は、研究開発校を14校に拡大し、学力と社会情動的コンピテンシー（非認知能力）との関わりに関する調査研究に加え、新たに社会性に関する項目を追加して研究を推進します。

柱1 一人ひとりを大切にしたい学びの推進

施策3 特別支援教育の推進

◆ 施策の目標・方向性

・国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、その変化にも柔軟に対応できる多様な学びの場の提供・充実に取り組みます。あわせて、障害のあるなしにかかわらず、可能な限り子どもたちが共に学ぶ機会の充実に取り組み、相互に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会を目指します。

・教職員の特別支援教育に係る専門性の向上等に取り組みます。

◆ 指標

指標	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援がされ、児童生徒の成長につながっていると感じている保護者の割合	88%	91.6%	90%

◆ 主な取組

1 就学・教育相談等の充実

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
保護者支援のための保護者教室の開催数	1回/年	6回/年	8回/年

2 小中学校等における特別支援教育の推進

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
特別支援教育コーディネーターの養成人数	274人/年	309人/年	350人/年
特別支援教育の充実と教職員の資質向上のための研修実施回数	110回/年	157回/年	150回/年
小・中・義務教育学校個別支援学級担当教諭等の特支校免許状取得者数	128人/年	130人/年	150人/年
通級指導教室設置校数	小：16校 中：4校 特支：2校	難聴言語の個別指導室拡充1校/年 小：16校 中：4校 特支：2校	小：17校 中：5校 特支：2校
通級指導教室協働型巡回指導の実施校数（情緒障害、LD・ADHD、弱視）	小：8校	小：12校/年(情緒障害等12校)	小：13校 特支：1校
特別支援教室実践推進校数	36校	36校/年	120校/年
市立高校における「通級による指導」（自校通級、他校通級及び巡回指導）の実施【後掲 柱1 施策5】	—	横浜総合高校（自校通級）、盲特別支援学校・ろう特別支援学校（他校通級）の開設準備完了	横浜総合高校（自校通級）、盲特別支援学校・ろう特別支援学校（他校通級）、全校（巡回指導）

3 特別支援学校の充実

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
小中学校と特別支援学校の協働研究推進ブロック数	—	小中学校ブロック1か所の実施に向けて調整中	小中学校ブロック4か所/年
スクールバス乗車時間の短縮	運行時間60分を超えるコース26コース	運行時間60分を超えるコース27コース	60分を超えるコース数の解消
医療的ケアが必要な児童生徒の通学車両台数	4校11台	6校20台	6校50台
肢体不自由特別支援学校における学校看護師の配置人数	30人	35人	50人

実績を踏まえた今後の取組の方向性

・個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援をするため、変化に柔軟に対応できる多様な学びの場の提供・充実に取り組みます。また、学校と教育委員会が特別支援教育の目指す姿を共有し、その姿を確実に浸透させていくため、特別支援教育の知識・経験が豊富な教職員や外部有識者、専門家の方々から意見をいただき、学校現場とも丁寧に議論を進め、令和5年度中に「特別支援教育推進指針（仮称）」の策定を目指します。

・就学・教育相談等の充実については、特別な支援が必要な子どもの保護者に対して、子育ての不安解消につながるよう、子どもの特性を踏まえた家庭での関わり方のヒントを伝える「保護者教室」の充実を図ります。

・小中学校等における特別支援教育の推進では、障害等により特別な配慮を必要とする一般学級在籍児童生徒を支援するため、特別支援教育コーディネーターの養成や教職員の専門性の向上、校内体制の充実を図るとともに、特別支援教室実践推進校数を増やしていきます。

・令和5年3月に策定した「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」に基づき、引き続き、教職員の専門性の向上や医療的ケアに係る通学支援や看護師体制の充実に取り組みます。また、スクールバスの乗車時間の短縮に向けて、学校と協議しながらバスコースやバスポイントの検討方法を見直すとともに、学校間でのバス台数の調整を進めます。

柱1 一人ひとりを大切にしたい学びの推進

施策4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

◆ 施策の目標・方向性

増加する不登校児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒の支援を充実させるとともに、教育機会の保障に向けた取組をはじめとする子どもの貧困対策の推進や教育相談の充実など、多様な教育的ニーズに対応した教育を推進します。

◆ 指標

指標	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
不登校の支援を受けている児童生徒のうち、安心できる居場所があると感じる割合	78.9%	79.9%	85%
不登校の支援を受けている児童生徒のうち、自分に合った学びの機会を得ることができたと感じる割合	83.2%	76.3%	85%
日本語指導が必要な児童生徒のうち、自尊感情や共感・配慮等の合計値が上昇した割合※ ¹	小3～6 47.3%	小3～6 48.4%	小3～6 60%
寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善が見られた割合（こども青少年局）	89%	86%	90%
放課後の学習支援により、児童・生徒が主体的に学習に取り組む態度が定着したと回答した学校の割合 【再掲 柱1 施策1】	81%	83%	85%
【第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画(令和4年3月策定)】			
スクールソーシャルワーカーが行った支援により児童生徒の状況が改善した割合	82.3%※ ² (令和2年度)	77.2%	80%※ ³ (令和8年度)
生活保護受給世帯の子どもの高等学校進学率（健康福祉局）	97%※ ² (令和2年度)	95.3%	99%※ ³ (令和8年度)
市立高校における就学継続率	94%※ ² (令和2年度)	91.9%	96%※ ³ (令和8年度)
市立高校における卒業時の進路決定率	99.7%※ ² (令和2年度)	98.5%	99%※ ³ (令和8年度)

※¹ 横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-Pアセスメント」を年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析

※² 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に合わせて、直近の現状値を令和2年度としています。

※³ 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に合わせて、目標値の年度を令和8年度としています。

◆ 主な取組

1 不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
横浜教育支援センターによる支援を受けている人数	651人/年	924人/年	900人/年
校内ハートフル事業実施校（旧特別支援教室等活用事業：不登校児童生徒支援員の配置校）	中：20校	中：35校	中：全校
ハートフルスペース（機能強化型）実施箇所	0か所	1か所	4か所

2 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
プレクラス参加人数	87人/年	295人/年	320人/年
国際教室設置校数	186校/年	194校/年	287校/年
外国語補助指導員配置校数	11校/年	13校/年	19校/年
日本語支援アドバイザーによる学校訪問回数	102回/年	125回/年	400回/年
研修を受講した教職員数	897人(延べ)*	1,453人(延べ)	1,640人(延べ)

3 子どもの貧困対策の推進

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
寄り添い型生活支援事業の登録者数(こども青少年局)	318人/年	341人/年	430人/年
放課後学習支援の実施校数【再掲 柱1 施策1】	小 34校 中 59校	小 34校 中 71校	小 35校 中 全校
SSWの配置人数【後掲 柱3 施策2】	61人	61人	73人
高校生向け給付型奨学金支給者数	2,000人	2,000人	2,000人程度

4 教育相談の充実

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
SCの配置人数【後掲 柱3 施策2】	59人	59人	73人
SSWの配置人数【後掲 柱3 施策2】	61人	61人	73人

*令和3年度からの延べ人数

実績を踏まえた今後の取組の方向性

・不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実では、不登校児童生徒が自分に合った学びの機会を得ることができるよう、学びの機能を有するハートフルスペース(機能強化型)の実施箇所数を増やすなど、横浜教育支援センターによる支援の拡充や機能強化を図ります。また、中学校の特別支援教室等に支援員を配置する校内ハートフル事業を令和7年度に向けて全校展開していきます。

・日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実では、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本語支援アドバイザーによる学校訪問が制限される中でも、初めて国際教室を担当する教員を対象にしたオンライン研修を定期的に変更しました。引き続き、市内全域の日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況等を踏まえて、外国語補助指導員配置校を増加するなど、日本語指導が必要な児童生徒や教職員への更なる支援に取り組みます。

・子どもの貧困対策の推進に向けて、スクールソーシャルワーカーが行う支援については、児童生徒の抱える課題が多様化・複雑化するとともに、支援することで見えてくる新たな課題もあり、改善に時間を要することがあります。スクールソーシャルワーカーが区役所や児童相談所、社会福祉協議会や地域ケアプラザ等の関係機関及び地域とのネットワークを構築し、適宜、医療機関とも連携を図りながら、困難を抱える家庭への支援を通じて、児童生徒の状況改善に取り組みます。

・生活保護受給世帯の子どもの高等学校進学率について、区生活支援課のケースワーカーや教育支援専門員は、生活保護受給世帯の中学生とその養育者に対して必要な情報提供や進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援、寄り添い型学習支援事業等を通して、進学・就学に向けた支援を行い、中学3年生の高校進学率向上を推進します。

・市立高校における就学継続率や卒業時の進路決定率の低下について、令和4年度卒業生は新型コロナウイルス感染症の影響で、入学時から臨時休業や様々な教育活動の制限があり、安定した学校生活を送ることが困難であったことが一因と考えられます。生徒が安定した学校生活を送ることができるよう、学校と連携して、通級による指導やスクールソーシャルワーカー等を有効に活用するなど、生徒の学校生活上での困難さの解消に取り組みます。

柱1 一人ひとりを大切にした学びの推進

施策5 新たな時代に向けた高校教育の推進

◆ 施策の目標・方向性

- ・新学習指導要領に基づく「総合的な探究の時間」の取組及び課題探究型学習の実施により、主体的な学びを実現する高校教育を推進します。
- ・各校の特色ある取組を発展させ、魅力ある高校づくりを引き続き行うとともに、グローバル教育やサイエンス教育の取組により、世界で活躍することができる人材を育成します。
- ・生徒の多様性を尊重し、様々なニーズに対応することで、生徒一人ひとりが自らのよさや可能性を認識しながら、生き生きと学校生活を送ることができる高校を目指します。

◆ 指標

指標	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
「総合的な探究の時間」では主体的に考え、行動し、課題解決ができるようになったと答える生徒の割合	81%	82%	95%以上

◆ 主な取組

1 各校の特色を生かした「総合的な探究の時間」の推進

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
課題探究型学習に関する生徒の成果発表	2回/年	3回/年	3回/年
課題探究型学習に関する教職員研修	1回/年	2回/年	2回/年

2 魅力ある高校教育の推進

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
教員養成講座（桜丘高校）の開講	—	開講準備完了	開講 (令和5年度)

3 グローバル教育・サイエンス教育の推進

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
海外姉妹校等との交流回数	10回/年	11回/年	24回/年
サイエンス教育推進事業 実施回数	1回/年	1回/年	3回/年

4 多様化する生徒への支援

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
市立高校における「通級による指導」（自校通級、他校通級及び巡回指導）の実施	—	横浜総合高校（自校通級）、盲特別支援学校・ろう特別支援学校（他校通級）の開設準備完了	横浜総合高校（自校通級）、盲特別支援学校・ろう特別支援学校（他校通級）、全校（巡回指導）
外国人生徒のための学習支援員の派遣校数	1校	1校	2校

実績を踏まえた今後の取組の方向性

- ・「各校の特色を活かした『総合的な探究の時間』の推進」では、各校の代表生徒による「横浜市立高等学校課題探究発表会」を初めて横浜市庁舎アトリウムで実施し、これまでの取組成果の発表を行いました。今後は、各校が「総合的な探究の時間」に重点的に取り組むよう、教育課程研究を行う場等において担当教員へ積極的に働きかけていくとともに、教職員研修の拡充の検討を行う等、市立高校全体で取組の質の向上を図っていきます。
- ・「魅力ある高校教育の推進」では、桜丘高校において、教員養成講座の開講準備が完了しました。今後、講座の取組を充実させていくとともに、南高校及び南高校附属中学校における中高一貫教育に関する取組の検証を行う等、スクールミッション・スクールポリシーの目標達成に向けて、各校の特色に応じた取組を推進していきます。
- ・「グローバル教育・サイエンス教育の推進」では、海外姉妹校等とのオンラインでの交流、AETの全校配置や海外大学進学支援事業の実施に加え、他局と連携したサイエンス教育プログラムの実施等、市立高校における取組の推進を図りました。今後は、現地での交流の再開も含めた国際交流の促進やサイエンス教育プログラムの全校展開等、一層の拡充を検討していきます。
- ・「多様化する生徒への支援」では、横浜総合高校での「自校通級」及び盲・ろう特別支援学校での「他校通級」の開設準備が完了し、令和5年度から事業を開始しています。今後は、令和6年度からの横浜総合高校を拠点校とした全市立高校への「巡回指導」の実施に向けて準備を進めます。また、外国人生徒のための学習支援員の派遣について、これまでのみならず総合高校での実施に加え、令和5年度からは新たに横浜総合高校においても実施していく見込みです。引き続き、多様化する生徒に対応した高校教育を推進します。

柱1 一人ひとりを大切にしたい学びの推進

施策6 小中一貫教育及び幼保小連携の推進

◆ 施策の目標・方向性

- ・市内131の小中一貫教育推進ブロック（令和4年度現在）、7の併設型小・中学校ブロック、3校の義務教育学校において、9年間の一貫したカリキュラム・マネジメントを通して、資質・能力の育成を目指します。
- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を踏まえたカリキュラムの編制・実施を通じて、生涯にわたる学びや生活の基盤を作る重要な時期（「架け橋期」）を過ごす、5歳児から小学校1年生までの子どもの成長を切れ目なく支えていきます。

◆ 主な取組

1 小中一貫教育の充実

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
独自教科を導入している併設型小・中学校ブロック、義務教育学校数	併設型 1ブロック 義務教育学校 0校	併設型 2ブロック 義務教育学校 2校	併設型 7ブロック 義務教育学校 3校

2 「架け橋期」の育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
近隣の園や連携先の園と、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する機会を設定した学校数	13校	76校	小学校全校
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有するための研修会等を小学校と合同で行った園の割合（こども青少年局）	6% (令和2年度)	22%	50%

実績を踏まえた今後の取組の方向性

- ・小中学校の9年間一貫したカリキュラム・マネジメントを通じた資質・能力の育成、生涯にわたる学びや生活の基盤を作る時期である、5歳児から小学校1年生までの成長の切れ目ない支援を図っています。
- ・小中一貫教育の充実では、併設型小・中学校と義務教育学校で、新しい科目や指導内容等について検討を進め、併設型1ブロック及び義務教育学校2校において独自教科の導入を行いました。引き続き、教育課程の特例を活用した独自教科の導入等を進め、小中一貫教育の先進的な教育実践・研究を推進していきます。また、義務教育学校における成果や課題、今後の方向性については、外部の有識者の意見も参考にしながら検討を進めていきます。
- ・各ブロックや各校における連続性・系統性のあるカリキュラム・マネジメントを推進するために、小中一貫教育の方向性について全小中学校へ発信しました。今後は「小中一貫した経年での学力の伸びを捉える」、「資質・能力の育成に資する効果的なICTの活用」という二つの視点を意識し、カリキュラム・マネジメントを推進していきます。
- ・「架け橋期」の育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実では、近隣の園等と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有するための研修を行った小学校が増加する等、5歳児から小学校1年生までの成長の切れ目ない支援を図る取組が進みました。また、幼保小の職員及び保護者、地域の関係者が協働して「架け橋期」のカリキュラムを作成するためのツールとして、架け橋プログラムリーフレットを刊行しました。引き続き、各地区で、子どもの資質・能力をつなぐための取組の充実を図りながら、幼保小の連携がより一層進むように「コーディネーター養成研修」等を計画し、園と小学校間のカリキュラム接続が円滑に進められるようにしていきます。

柱2 ともに未来をつくる力の育成

施策1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進

◆ 施策の目標・方向性

グローバル社会で活躍し、地球規模の課題の解決に向けて、あらゆる人々の多様性を尊重し、協働・共生できる人材をはぐくみます。そのために、横浜市の英語教育を一層推進することにより、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際理解教育を推進し、世界で活躍するための能力や態度の育成を図ります。

◆ 指標

指標	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
英語で進んでコミュニケーションを図りたいと思う児童生徒の割合	小6 73.9% 中3 66.5%	小6 76.7% 中3 75.4%	小6 80% 中3 70%
中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得割合	54.9%	66%	60%

◆ 主な取組

1 英語によるコミュニケーション能力の育成

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
小学校英語専科教員の配置校数	24校/年	34校/年	60校/年
中学校のスーパーイングリッシュプログラムの実施校数	53校	110校/年	中 全校
横浜市英語教材デジタルプラットフォームの利用校数	—	検討・準備を 実施	小・中 全校
英語活用としてガイドボランティアなどに参加した校数	—	検討・準備を 実施	20校(累計)
海外姉妹校等との交流回数(市立高校)【再掲 柱1 施策5】	10回/年	11回/年	24回/年
小学校高学年における教科分担制を伴うチーム学年経営の推進校数【再掲 柱1 施策1】	129校	188校	全校

2 国際理解教育の推進

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
国際理解教室の実施校数	小 全校 特支 希望校全校	小 全校 特支 希望校全校	小 全校 特支 希望校全校
よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト参加児童生徒数	39,696人/年	41,620人/年	48,000人/年

実績を踏まえた今後の取組の方向性

・グローバル社会で活躍し、地球規模の課題解決に向けて、多様性を尊重し、協働・共生できる人材を育てるために、英語教育・国際理解教育の推進を図っています。

・英語によるコミュニケーション能力の育成では、小学校英語専科教員の配置校数や中学校スーパーイングリッシュプログラム実施校を拡充するとともに、「聞く・話す・読む・書く」の4技能をバランスよく学ぶ横浜ラウンド制の実践推進校を増やし、市内小中学校へ発信していきます。また、AETを小学校全校に派遣、中学校・高等学校に配置して、より効果的な活用するための訪問研修や合同研修などを実施しました。今後は、英語教材デジタルプラットフォームの活用や、アウトプットの機会となる小学校英語村、中学校でのスーパーイングリッシュプログラムの更なる拡充、はまっこ留学体験活動等を実施し、海外で学ぶ可能性を子どもたちに示していきます。

・高等学校においては、海外姉妹校とのオンライン交流やAETの活用等による双方型の対話に重点を置いた授業を実施しました。今後はオンライン交流の拡充に取り組みます。

・国際理解教育の推進では、国際理解教室外国人講師（IUI）を全小学校及び希望する特別支援学校全校に派遣し、小学校国際理解教室を実施しました。引き続き、英語を通して異なる文化を体験的に学ぶことやよこはま子ども国際平和スピーチコンテストへの参加を通して、児童生徒の国際性を養い、国際社会で自分たちのできることを実践しようとする態度の育成を図ります。

柱2 ともに未来をつくる力の育成

施策2 持続可能な社会の創り手育成の推進

◆ 施策の目標・方向性

持続可能な社会の創り手を育成するために、地域・企業・NPOなどと連携・協働して、教育を通してより良い社会や新たな価値を創造することを目指します。その方向性として実社会における課題の解決に向けて行動する人をはぐくむため、SDGs達成の担い手育成（ESD）と「自分づくり（キャリア）教育」を一体的に推進します。

◆ 指標

指標	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
学習を通して見いだした地域や社会の課題を自分たちで解決できると思う児童生徒の割合	小4～6 平均69.3% 中1～3 平均62.1% (令和4年度)	小4～6 平均69.3% 中1～3 平均62.1%	小4～6 平均72% 中1～3 平均65%

◆ 主な取組

1 SDGs達成の担い手育成(ESD)推進			
想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
学校全体でSDGs達成の担い手育成（ESD）を目指した教育活動をしている学校の割合	小：31.7% 中：51.2%	小：65.7% 中：83.1%	100%
2 自分づくり(キャリア)教育の更なる充実			
想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
「はまっ子未来カンパニープロジェクト」に取り組んだ学校数	94校（累計）※	124校（累計）	166校（累計）
「自分づくり（キャリア）教育」実践推進校	9校	12校（延べ）	44校（延べ）

※「はまっ子未来カンパニープロジェクト」平成28年事業開始

実績を踏まえた今後の取組の方向性

・持続可能な社会の創り手を育成するために、地域・企業・NPOなどと連携・協働して、教育を通してより良い社会や新たな価値を創造することを目指します。

・学校全体でSDGs達成の担い手育成（ESD）を目指した教育活動をしている学校の割合は、令和3年度と比べて、小学校・中学校ともに約30ポイント増加しました。「はまっ子未来カンパニープロジェクト」や「よこはま国際平和スピーチコンテスト」、児童会・生徒会活動、教科等指導、学校図書館の活用などでSDGsのゴールの達成に向けた教育活動を学校全体で進めようとする意識が高まっているといえます。引き続き、SDGs達成の担い手育成（ESD）と「はまっ子未来カンパニープロジェクト」をはじめとする「自分づくり（キャリア）教育」を一体的に推進した取組を、学校全体で進めていけるように支援したり、持続可能な社会の創り手育成につながる取組を価値付けたりするなどして、学校全体でSDGs達成の担い手育成（ESD）を目指した教育活動を進めていく意識を高めていきます。

・自分づくり（キャリア）教育の更なる充実では、令和4年度、地域、企業、関係機関等と連携・協働し、起業体験に関する学習を行う「はまっ子未来カンパニープロジェクト」で、取り組む学校数を拡充するとともに、2月には市庁舎で学習発表会を開催しました。今後は、連携可能な企業等を増やし、学校と社会が一丸となって未来に生きていく力をつくるために行っている「自分づくり（キャリア）教育」に連携させ、学校全体で夢や希望、目標を持てる子どもたちを育成していきます。

柱3 豊かな心の育成

施策1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進

◆ 施策の目標・方向性

人権尊重の精神を基盤とし、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用により、温かな学校風土を醸成するとともに、多様性を認め合い豊かな心をはぐくむ道徳教育の推進を通じて、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりに取り組みます。また、「本物」に触れる体験を通して、豊かな感性や情操をはぐくみます。

◆ 指標

指標	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
自尊感情や共感・配慮等の合計値の学級平均が上昇した割合※	小3～6 48.1%	小3～6 49.9%	小3～6 60%

※横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-P アセスメント」を年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析

◆ 主な取組

1 人権教育の推進			
想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
人権教育実践推進校数	104校(累計)※1	134校(累計)	224校(累計)
2 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用推進			
想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
Y-Pアセスメント年間2回以上活用実施校の割合	小 76.2% 中 28.6%	小 93.8% 中 76.4%	100%
「子どもの社会的スキル横浜プログラム」実践推進校数	14校(延べ)※2	18校(延べ)	36校(延べ)
「子どもの社会的スキル横浜プログラム」指導者養成者数	100人(見込)	297人(累計)	500人(累計) (小・中・義務 に各1名)
3 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実			
想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
道徳教育推進教師研修回数	3回/年	3回/年	3回/年
豊かな心の育成推進校数	144校(累計)※3	180校(累計)	288校(累計)
4 「本物」に触れる機会の創出			
想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
舞台芸術等体験参加児童人数	32,383人/年※4	59,881人/年	58,000人/年
オリンピック・パラリンピアン等トップアスリート招聘事業参加児童生徒人数	760人/年	1,500人/年	2,240人/年

※1 令和元年度からの積算

※2 平成30年度からの積算

※3 平成30年度～令和3年度までの「道徳授業力向上推進校」数と、令和4年度からの「豊かな心の育成推進校」数の累計

※4 「こころの劇場」は、令和元年度の実績（令和2年度：中止、3年度：オンライン配信）

実績を踏まえた今後の取組の方向性

- 子どもの自己肯定感がはぐくまれ、仲間との関わりが豊かになるよう、Y-Pアセスメントの分析及び活用を充実させ、授業改善や児童生徒への具体的支援、学級風土づくり等につなげ、温かな学校風土醸成を図ります。
- 人権教育の推進では、各区中学校ブロック単位で、2年間（高校及び特別支援校は1年間）委嘱する人権教育実践推進校が中心となり、自尊感情の育成などの人権教育の取組や人権尊重の精神を基盤とする授業の充実を図り、「人権教育の日常化」という視点で授業実践等の取組を共有することで、豊かな心を育成します。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用推進では、実践推進校の拡充に伴い、取組の充実が図られてきています。引き続き、指導者養成研修に参加する中学校教員を増やし、Y-Pアセスメントを活用した学級づくりや授業改善を推進できるよう優れた実践について、広報していきます。
- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実では、「豊かな心の育成推進校」や「豊かな心の育成拠点校」での効果的な指導のあり方等を研究し、拠点校は推進校の研究をさらに深め、これらの成果を全校に共有することで、引き続き、道徳教育の要である道徳科の授業の効果的な指導のあり方等を発信し、道徳教育の推進を図ります。
- 「本物」に触れる機会の創出では、コロナ禍により集まっての交流行事開催が困難な中で、オリンピック・パラリンピアン等トップアスリートとの交流事業や舞台芸術等体験参加事業を通じて、多様性を尊重する心や豊かな感性、創造性をはぐくみました。今後は、学校での行事開催等がコロナ前並みに戻ると予想されることから、共生社会の実現等に向けた児童生徒の興味・関心をはぐくむトップアスリートの招聘を拡充していきます。

柱3 豊かな心の育成

施策2 安心して学べる学校づくり

◆ 施策の目標・方向性

目の前の子どもに寄り添い、背景を捉え、課題を解決しようとする教職員の意識を高める取組を推進するとともに、教職員とSC、SSW、また、必要に応じて、心理、福祉・医療等の専門家や区役所等の関係機関が連携し、いじめなどの様々な課題に対して組織的に対応できる児童生徒支援体制の充実を図ります。

◆ 指標

指標	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
自尊感情や共感・配慮等の合計値の学級平均が上昇した割合※【再掲 柱3施策1】	小3～6 48.1%	小3～6 49.9%	小3～6 60%

※横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-P アセスメント」を年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析

◆ 主な取組

1 安心して参加できる集団づくり

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
「横浜子ども会議」に保護者や地域の方が参加している中学校ブロック数	19ブロック/年	7ブロック/年	全中学校 ブロック/年
Y-Pアセスメント年間2回以上活用実施校の割合【再掲 柱3施策1】	小：76.2% 中：28.6%	小：93.8% 中：76.4%	100%

2 子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止の強化

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
児童支援・生徒指導専任教諭配置に伴う後補充非常勤講師を常勤化している学校数	小：240校/年 中：全校/年	小：290校/年 中：全校/年	小：全校 中：全校
校内ハートフル事業実施校【再掲 柱1施策4】	中：20校	中：35校	中：全校
SCの配置人数	59人	59人	73人
SSWの配置人数	61人	61人	73人
小学校高学年における教科分担任制を伴うチーム学年経営の推進校数【再掲 柱1施策1】	129校	188校	全校

実績を踏まえた今後の取組の方向性

・子どもの自己肯定感がはぐくまれ、仲間との関わりが豊かになるよう、Y-Pアセスメントの分析及び活用を充実させ、授業改善や児童生徒への具体的支援、学級風土づくり等につなげ、温かな学校風土醸成を図ります。

・安心して参加できる集団づくりでは、4年ぶりとなる「横浜子ども会議区交流会」を開催することができたものの、新型コロナウイルス感染症予防により、参加人数を限定した取組とした中学校ブロックが多く、まだ以前のレベルでの連携に至っていません。令和5年度からは、取組テーマを「つながり広げるいじめの未然防止の輪」とし、意識的に保護者や地域との連携を図るよう学校への働きかけを行っていきます。

・子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止の強化では、学校でのSC・SSWと教職員の連携強化を図り、児童生徒及び保護者がより安心して相談ができる体制を推進します。引き続き、研修等によるスキルアップと、相談件数の多いブロックへの適切な配置による対応強化など教育相談の充実を図ります。

柱4 健やかな体の育成

施策1 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進

◆ 施策の目標・方向性

- ・学校給食法の趣旨を踏まえ、全ての生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた体制を確保するとともに、小学校から中学校の9年間の切れ目ない食育の推進に取り組み、健全な食生活を実践することができる児童生徒を育成します。
- ・「横浜市立小中学校児童生徒 体力・運動能力調査（体格、生活実態調査を含む）（以下「市体力・運動能力調査」という。）」の分析を踏まえ、科学的根拠に基づく児童生徒の生活習慣の改善と運動・スポーツに親しむ態度の育成に取り組みます。

◆ 指標

指標	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
中学校給食の供給体制	最大40% (令和4年度)	最大40%	全員に供給できる体制の確保が完了
体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、多様な人と運動・スポーツを楽しみたいと思う児童生徒の割合	85% (令和4年度)	85%	88%
週3回以上（授業以外）運動する児童生徒の割合	42%	43%	50%
食に関心を持ち、自ら健全な食生活を実践しようとしている児童生徒の割合	小 87.3% 中 85.8%	小 92% 中 88%	小 90% 中 90%

◆ 主な取組

1 全ての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
栄養教諭を中核とした食育推進ネットワークをもつ小中一貫ブロック数	70ブロック/年	69ブロック/年	78ブロック/年

2 「体力・運動能力調査」を活用した健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
「健やかな体の育成プラン」の目標を達成している小中学校の割合	—	95%	70%
肢体不自由など特別な配慮や支援が必要な子どもが授業参加できるようにするための教員研修回数【再掲 柱1 施策1】	1回/年	5回/年	2回/年
オリンピック・パラリンピアン等トップアスリート招聘事業参加児童生徒人数【再掲 柱3 施策1】	760人/年	1,500人/年	2,240人/年

3 持続可能な部活動の実現

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
「横浜市立学校部活動ガイドライン」に準じた活動内容を設定している部活動の割合（部活動休養日・活動時間）	運動部 98% 文化部 96%	運動部 99% 文化部 93%	100%
部活動指導員を希望する部活動への配置率【後掲 柱6 施策1】	—	希望する部活動への配置100%	希望する部活動への配置100%
部活動コーディネーターの派遣校数	7校/年	14校/年	10校/年

4 歯科保健教育の支援

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
歯科保健教育を実施している学校数	204校/年	331校/年	350校/年

5 健康教育の推進

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
健康教育に関する講演等の実施学校数の割合	小 62.0% 中 100%	小 91.4% 中 96.6%	小 75.0% 中 100%

実績を踏まえた今後の取組の方向性

・全ての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進では、中学校給食の方向性を策定するため、生徒や保護者へのアンケート調査、事業者へのサウンディング調査を実施し、新しい横浜の中学校給食（仮称）の実現を目指して、「副菜の献立の改善」、「一人ひとりに合わせた量の調整」などに取り組む方向性をお示ししました。今後は、中学校給食推進校での検証を踏まえ、より充実した給食を提供できるよう、出来るところから取組みを進めます。また、全生徒・教職員分の供給体制を確保するため、市有地を活用した工場新設を含め、事業者公募及びアレルギー対応（対応品目・対応方法）の検討を進めます。なお、栄養教諭を中核とした食育推進ネットワークをもつ小中一貫ブロック数については、ネットワーク数の増加を図るため、栄養教諭の増員に向けた取組を充実させていきます。

・「体力・運動能力調査」を活用した健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現では、各学校の実態にに応じて、児童生徒の健康の保持増進やスポーツに親しむ態度を育成するため、市体力・運動能力調査の集計・分析結果を各校に配付しました。今後は、各学校が作成する「健やかな体の育成プラン」を分析し、市体力・運動能力調査の活用方法や好事例の発信に取組みます。

・持続可能な部活動の実現では、教員に代わって部活動の指導や引率、顧問を担うことができる部活動指導員を希望する全ての部活動に配置したことに加え、全ての部活動が横浜市立学校部活動ガイドライン（以下、「市ガイドライン」という。）に準じた活動内容を設定するよう学校に働きかけを行いました。今後も、希望する全ての部活動に部活動指導員を配置し、教員の負担軽減及び生徒の活動の充実を推進するとともに、全ての部活動が市ガイドラインに準じた活動内容を設定するよう、当該校・当該部活動の調査を実施し、学校に対する働きかけをします。

・歯科保健教育の支援では、歯科衛生士の派遣校種に高等学校を追加し、全校種の健康診断への支援を拡充するとともに、学校のニーズに沿った新たな取組を実施したことで、歯科保健教育を実施している学校が増えました。今後も、学校・家庭・学校歯科医と連携し、児童生徒が歯・口の課題解決に取り組めるよう支援します。

・健康教育の推進では、医師等の専門家を学校に招いて授業や講演等を行うなど、児童生徒の生涯の健康づくりの基盤となる健康教育を推進しました。今後も、各学校での健康教育が更に推進されるよう、引き続き、取組を進めます。

柱5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働

施策1 多様な主体とつながる教育の充実

◆ 施策の目標・方向性

子どもに関する課題や学校の課題の解決と未来を担う子どもたちの豊かな成長のために、学校が地域（地域住民、保護者、企業、大学等の様々な個人・団体）と連携・協働することにより、子どもたちが社会とつながる機会を創出し、子どもの学びや育ちを支えます。

◆ 指標

指標	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと答える学校の割合	小 93.7% 中 87.3%	小 93.0% 中 82.8%	小 95% 中 95%

◆ 主な取組

1 地域等との連携・協働の推進

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
学校運営協議会委員、教職員向け研修等の開催回数	3回/年	3回/年	3回/年
学校運営協議会の運営について個別支援する学校数	10校/年	10校/年	10校/年
学校・地域コーディネーター (地域学校協働活動推進員) 養成人数	1,278人(累計)*	1,470人(累計)	1,634人(累計)

*養成を開始した平成19年度からの累計

実績を踏まえた今後の取組の方向性

・学校が地域（地域住民、保護者、企業、大学等の様々な個人・団体）と連携・協働して行う取組を、子どもの学びや育ちにつなげるため、教職員や学校運営協議会委員、学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）に対する研修会や個別相談などの支援を充実させ、社会全体で子どもたちをはぐくむ環境を整備します。

・令和4年度までに、9割以上の学校に学校運営協議会が設置され、学校によっては地域との関わり方を見直すきっかけにもなりました。今後は、学校運営協議会の設置に向けた支援から、取組の好事例を紹介するために外部の講師を積極的に招いて研修会を行うなど、取組の質向上や持続可能な会の運営に向けた支援に転換し、学校と地域の協働活動が円滑に進められるようにしていきます。

・学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の養成を進めるとともに、地域学校協働本部（学校・地域コーディネーターを配置）を新規で設置する学校に教育委員会事務局が訪問し、学校や地域の方々に対して体制や活動等の説明を行いました。地域学校協働本部の全校設置に向けて、今までの取組に加え、学校への個別相談を継続して行うとともに、学校種の特徴を生かした柔軟な設置推進を図ります。

柱5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働

施策2 福祉・医療等との連携による支援の充実

◆ 施策の目標・方向性

学校だけでは解決が困難な様々な課題に対し、福祉・医療等の機関が顔の見える関係を作り、連携を強化することで、子ども一人ひとりに寄り添って支えていきます。

◆ 主な取組

1 福祉・医療等との連携強化

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブと連携がとれている小学校数(こども青少年局)	212校 (令和2年度)	249校	全校
肢体不自由特別支援学校における学校看護師の配置人数 【再掲 柱1 施策3】	30人	35人	50人
横浜型医療的ケア児・者等支援者数(養成研修修了者数) (こども青少年局、健康福祉局、医療局、教育委員会)	136人(累計)*	184人(累計)	336人(累計)
歯科保健教育を実施している学校数 【再掲 柱4 施策1】	204校/年	331校/年	350校/年
健康教育に関する講演等の実施学校数の割合 【再掲 柱4 施策1】	小：62.0% 中：100%	小：91.4% 中：96.6%	小：75.0% 中：100%

※平成30年度からの累計

実績を踏まえた今後の取組の方向性

・子どもを取り巻く複雑・多様な課題への対応や、児童生徒の放課後の居場所づくり、医療的ケア児の支援など、学校だけでは解決が困難な様々な課題に対し、福祉・医療等の機関が顔の見える関係を作り、連携を強化することで、子ども一人ひとりに寄り添って支えていきます。

・利用児童が多い放課後キッズクラブについて、特別教室等を活用できるよう、関係局や学校、運営主体等と調整し、活動場所の拡充を行いました。また、医療的ケア児が安心・安全に放課後キッズクラブ・放課後児童クラブで過ごすことができるよう、関係者と連携し、受入れ調整を行いました。活動場所の拡充や医療的ケア児の受入れが必要な場合には、引き続き関係者と調整しながら対応を図ります。

・各種研修を実施し、横浜型医療的ケア児・者等支援者及び横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを養成しました。引き続き人材育成を図り、医療的ケアが必要な児童生徒の受入先の充実を図るとともに、医療的ケア児・者等コーディネーターを対象に定例会や研修等を通して、医療・福祉との支援を総合的に調整できるよう、更なる知識・技術の向上に取り組めます。

・令和4年度に、本市におけるヤングケアラーの実態把握調査を市立学校を通じて実施しました。調査結果を踏まえ、市民等に向けた広報・啓発や関係機関向け研修等の実施、関係機関の連携強化やヤングケアラーへの支援の更なる拡充に向けた、有識者等を含む検討会の設置に、関係局と連携して取り組めます。

柱5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働

施策3 家庭教育支援の推進

◆ 施策の目標・方向性

全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育を学ぶ機会の提供や、保護者同士の交流の支援、保護者と地域との交流の場づくりなど、家庭教育支援の充実に取り組みます。

◆ 主な取組

1 関係機関、地域と連携した、保護者の学びや交流などの家庭教育支援

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
思春期保健講座数(こども青少年局)	54件/年 (令和2年度)	89件/年	152件/年
保護者支援のための保護者教室の開催数 【再掲 柱1 施策3】	1回/年	6回/年	8回/年

実績を踏まえた今後の取組の方向性

・全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育を学ぶ機会の提供や、保護者同士の交流の支援、保護者と地域との交流の場づくりなど、家庭教育支援の充実に取り組みます。

・思春期保健講座について、児童生徒や保護者を対象に、思春期保健に関する講座や赤ちゃんふれあい体験を実施しました。区役所の助産師・保健師と小・中学校及び義務教育学校の更なる連携に努め、命の大切さ等について学ぶ機会を提供していきます。

・特別な支援が必要な子どもの保護者に対して、子育ての不安解消につながるよう、子どもの特性を踏まえた家庭での関わり方のヒントを伝える「保護者教室」の充実を図ります。

・令和4年度は、保護者・地域の関係者・幼保小の職員と一緒に子育てについて学ぶ「健やか子育て講演会」を12区で開催しました。引き続き取組を進め、子育てについて学び、交流を深める機会を提供します。

柱6 いきいきと働き、学び続ける教職員

施策1 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革

◆ 施策の目標・方向性

- ・教職員の各種調査データ等の分析により学校現場の課題や実態を明らかにし、個々の学校現場の実情に寄り添い、ICTの活用等の効果的で時代に即した施策を展開します。教育委員会と学校が一体となって働き方改革を推進し、教職員が学ぶ時間を確保することで、教職員の資質・能力を高め、児童生徒の資質・能力の育成につなげていきます。
- ・働き方改革の推進に当たっては、「横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則」の趣旨を踏まえ、遅くとも19時までに退勤することを原則とした上で取組を進めていきます。

◆ 指標

指標	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
資質・能力が向上した教職員の割合※1	92%	91%	95%
2か月連続で時間外在校等時間が月80時間超の教職員数※2	2,798人/年	2,608人/年	0人(毎年度)
19時までに退勤する教職員の割合	75.9%	76.2%	90%

※1 教職員が分析チャートを基に自身の資質・能力が向上したと回答した割合

※2 年度内に一度でも該当した教職員は集計対象とする。なお、時間外在校等時間の上限方針として、月45時間・年360時間の範囲内とする旨を規定した「横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則」の趣旨も踏まえ、まずは速やかに本指標の達成を目指し、本指標達成後に改めて指標を定めることとする。

◆ 主な取組

1 優れた人材の確保及び採用前教職員の養成

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
よこはま教師塾「アイ・カレッジ」入塾者数	97人/年	98人/年	100人/年
教員養成講座(桜丘高校)の開講【再掲 柱1 施策5】	—	開講準備完了	開講 (令和5年度)

2 学び続ける教職員の育成・支援

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
キャリアプランニング研修の受講人数	—	対象者全員	対象者全員
人材育成指標活用推進事業推進校数	5校/年	5校/年	5校/年
大学・教職大学院等派遣人数	8人/年	9人/年	9人/年
海外研修派遣人数	40人/年 (令和元年度)	中止	40人/年

3 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実			
想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
小学校高学年における教科分担制を伴うチーム学年経営の推進校数【再掲 柱1 施策1】	129校	188校	全校
部活動コーディネーターの派遣校数【再掲 柱4 施策1】	7校/年	14校/年	10校/年
ICT支援員の訪問回数【再掲 柱1 施策2】	小・中・特支： 各48回/年 高：24回/年	小・中・特支： 62回/年 高：24回/年	小・中・特支： 各62回/年 高：24回/年
SSWの配置人数【再掲 柱3 施策2】	61人	61人	73人
4 学校業務の改善・適正化			
想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
日課を工夫するなど、教職員の裁量のある時間を生み出すための取組をしている学校数	小・中 189校	小・中 256校	小・中 289校
部活動指導に係る時間外勤務の申請時間が、2か月連続で月33時間以上の教員の人数*	781人	654人	0人（毎年度）
部活動指導員を希望する部活動への配置率	—	希望する部活動への配置100%	希望する部活動への配置100%
軽作業スタッフ新規派遣校数	8校	8校	32校（累計）
市立高校における統一化された新たな校務システムの導入校数	0校	導入準備	市立高校8校
5 管理職のマネジメント力の強化・意識改革			
想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
学校全体の組織開発のアプローチを用いた働き方研修における2年目校長の受講人数	2年目校長全員 72人	2年目校長全員 61人	2年目校長全員

※月33時間については、部活動ガイドラインで設定されている活動時間、休養日をもとに算出。
 平日1時間×4日×4週+2時間（2日）=18時間（平日：計18日）
 土日3時間×1日×5週=15時間（土日：計5日）

実績を踏まえた今後の取組の方向性

- ・「資質・能力が向上した教職員の割合」については、令和4年度実績値は策定時よりわずかに減少している状況にありますが、引き続き、教職員の資質・能力の向上に向けて、学び続ける教職員の育成・支援ができるよう、ICTを活用した多様な研修方法による研修受講の活性化や、教職員のニーズに即した研修内容の充実等に取り組んでいきます。
- ・「2か月連続で時間外在校等時間が月80時間超の教職員数」及び「19時までに退勤する教職員の割合」については、策定時に比べて若干の改善となっています。今後も引き続き、時間外在校等時間縮減に向けた校長会との連携、学校への個別訪問の実施や2年目校長研修の実施など管理職のマネジメント力の強化、教職員の意識改革を図るとともに、小学校高学年における教科分担制を伴うチーム学年経営の推進やICT支援員の派遣等によるチーム体制の構築と人員配置の工夫・充実、教職員の業務のアウトソースの推進、職員室業務アシスタントや部活動指導員の配置等による学校業務の改善・適正化など、総合的に働き方改革の取組を推進していきます。
- ・優れた人材の確保及び採用前教職員の養成については、社会人経験者を対象とする特別選考の資格要件緩和や大学推薦の対象教科拡大を行うとともに、地方会場や各大学での対面による採用説明会を再開し、オンライン・対面による採用説明会を並行して実施するなど、受験機会を増やすことで、優れた人材の確保に努めました。また、採用前の人材養成では、よこはま教師塾「アイ・カレッジ」の講座を充実し、入塾者の資質能力の向上や実践力の育成に尽力しました。今後は、これらの取組に加え、大学3年生を対象とした新たな特別選考や英語能力加点制度の拡充、各連携大学の研修事業の充実や桜丘高校の教員養成講座の開校などを通じて、引き続き、優れた人材の確保及び採用前教職員の養成を推進します。

柱7 安全・安心でより良い教育環境

施策1 学校施設の計画的な建替え

◆ 施策の目標・方向性

- ・「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」※に基づき、計画的に学校施設の建替えを推進します。
- ・学校建替えの検討に当たっては、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設等との複合化、公民連携手法の活用、自然環境に配慮した学校整備などを検討し、効果的に進めます。

※平成29年5月策定。令和5年度に改定。

◆ 指標

指標	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
建替工事着手校数	4校(累計)※	6校(累計)	17校(累計)

※「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」策定(平成29年5月)以降の累計校数

◆ 主な取組

1 学校施設の計画的な建替えの推進

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
基本構想等着手校数	20校(累計)※	22校(累計)	44校(累計)
基本設計等着手校数	15校(累計)※	17校(累計)	37校(累計)
実施設計等着手校数	6校(累計)※	12校(累計)	31校(累計)

2 自然環境に配慮した学校施設の整備

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
建替えにより太陽光発電設備を設置した校舎の供用開始校数 (太陽光発電設備は校舎竣工翌年度に設置を想定)	0校	整備準備	7校(累計)

※「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」策定(平成29年5月)以降の累計校数

実績を踏まえた今後の取組の方向性

- ・学校施設の計画的な建替えの推進について、令和4年度に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を見直し、令和5年3月に「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」(素案)を公表しました。新たな基本方針に基づき、計画的な建替え等の検討を進めていきます。
- ・令和4年度は、老朽化に加え教育環境の改善等の必要性が高い学校を建替検討対象校として選定をしたほか、建替えに伴う学校統合や複合化の検討、機能改善等に取り組みました。
- ・自然環境に配慮するため、建替校の壁や天井などの内装に木材を利用したほか、LED照明や断熱材、複層ガラスの採用を標準仕様として学校施設の整備を進めました。今後も万騎が原小学校における校舎の木造化など、木材利用や太陽光発電の活用といった環境に配慮した学校施設の整備を検討していきます。

柱7 安全・安心でより良い教育環境

施策2 安全・安心な施設環境の確保

◆ 施策の目標・方向性

- ・学校施設の老朽化対策や防災対策等を進め、子どもたちがより安全で安心して学ぶことができる教育環境を整えます。
- ・空調設置、トイレの洋式化、要配慮児童生徒が在籍及び入学見込みの学校へのエレベーター設置等により、快適で誰でも使いやすい施設環境の整備を推進します。

◆ 主な取組

1 学校施設における児童生徒の安全確保

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
非構造部材（外壁・サッシ等）の改修件数	25件/年	25件/年	25件/年
崖地がある学校施設の安全確保校数	15校 崖安全度 調査実施	調査:68校(累計)	調査:463校 対策:3校(累計)
ブロック塀の対策校数	7校/年	9校/年	7校/年

2 快適で誰もが使いやすい施設環境の整備

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
老朽化した空調設備の更新校数	128校/年	65校/年	60校/年
体育館の空調新設校数	31校（累計）※	59校（累計）	169校（累計）
トイレの洋式化率（総便器数に対する比率）	84.4%	85.3%	90%
エレベーター等の新規設置校数（小中学校合計）	11校/年	9校/年	13校/年
屋根貸し自家消費型スキーム事業による太陽光発電設備の設置校数	11校	28校（累計）	110校（累計）

※令和元年度からの累計校数

実績を踏まえた今後の取組の方向性

・子どもたちがより安全で安心して学ぶことができる教育環境を整えるとともに、快適で誰もが使いやすい施設環境の整備を推進します。

・学校施設における児童生徒の安全確保については、定期的な点検による施設状況の把握や必要な改修・修繕を実施しました。また、擁壁及び崖の調査を実施し、対策工事を行うための設計を進めるとともに、ブロック塀の解体撤去及びフェンスの設置を行いました。ただし、擁壁及び崖の調査は学校数が多いため、必要な予算の確保等に努め、引き続き安全確保を進めます。

・快適で誰もが使いやすい施設環境の整備については、老朽化した空調設備の更新や体育館の空調新設、トイレの洋式化など計画どおり整備を進めました。今後も計画的に設備や教室の整備を進めるとともに、要配慮児童が小学校低学年からエレベーターを使用開始できるよう幼保小連携の取組を強化していきます。また、義務教育人口推計や学校からの情報をもとに、必要教室数を確保するなど、引き続き教育環境の充実を図ります。

柱7 安全・安心でより良い教育環境

施策3 学校規模・通学区域の適正化

◆ 施策の目標・方向性

- ・子どもの教育環境を改善するため、小規模校や過大規模校では、地域の状況に応じて通学区域の見直しや学校の統合・分離新設等による学校規模の適正化を進めます。また、通学距離及び通学安全、地域コミュニティとの関係等の観点から通学区域に問題がある場合には、学校規模も考慮した上で通学区域の変更や弾力化等について検討します。
- ・学校規模・通学区域の適正化に当たっては、保護者や地域住民の理解や協力を得ながら進めていきます。

◆ 主な取組

1 学校規模・通学区域の適正化

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
上白根北中学校の開校（統合）	条例改正 (令和5年4月 施行)	統合準備	開校 (令和5年4月)
阿久和小学校・いずみ野小学校の学校規模適正化等	検討	検討、条例改正	実施
二谷小学校の建替えに伴う斎藤分小学校の学校規模適正化等	検討	検討	実施
日限山小学校・南舞岡小学校の学校規模適正化等	検討	検討	実施
東戸塚小学校の学校規模適正化等	検討	検討	実施

実績を踏まえた今後の取組の方向性

- ・子どもの教育環境を改善するため、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら通学区域の見直しや学校規模の適正化を進めます。
- ・小規模校については、令和5年度の上白根北中学校の開校に向けて、旭北中学校と上白根中学校の統合準備を進めました。また、阿久和小学校といずみ野小学校は令和6年度に統合して新たにいずみ野小学校を設置することが決定し、条例改正を行うとともに、斎藤分小学校と二谷小学校並びに日限山小学校と南舞岡小学校との間で学校規模の適正化に向けた検討を進めました。
- ・過大規模校については、東戸塚小学校の適正化に向け、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら検討を進めました。
- ・学校規模の適正化の推進に向けて、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら、引き続き地域状況を考慮した具体的な検討を行います。

柱8 市民の豊かな学び

施策1 生涯学習の推進

◆ 施策の目標・方向性

- ・市民活動・生涯学習支援センター、横浜市社会教育コーナー、区役所を中心に、市民の生涯学習の推進を支えます。
- ・市民の社会参加のすそ野を拡大し、地域の課題解決に取り組む活動を活性化するため、「社会参加のすそ野の見える化」や「社会参加を促す人材育成と活用」のための取組を推進します。

◆ 主な取組

1 生涯学習の推進			
想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
生涯学習に関係する職員への研修回数	15回/年	15回/年	15回/年
コーディネーター人材の育成支援人数	63人/年	110人/年	130人/年
体験型社会教育プログラム「子どもアドベンチャーカレッジ」の参加者数	—	941人/年	1,000人/年

実績を踏まえた今後の取組の方向性

- ・市民の生涯学習の推進を支えるとともに、市民の社会参加のすそ野を拡大し、地域の課題解決に取り組む活動を活性化するため「社会参加のすそ野の見える化」や「社会参加を促す人材育成と活用」のための取組を推進しました。
- ・各区の生涯学習関係職員に対して、新任者研修をはじめ、コーディネートテーマとした集合研修、各区のニーズに応じたテーマでの出前研修などを実施しました。引き続き、市民が主体的に地域の課題や社会的な問題に関わり、豊かなまちづくりにつなげていくため、生涯学習に関係する職員の研修を行います。
- ・横浜市社会教育コーナーにおいて、市民の社会参加を促すコーディネーター人材として期待される、社会教育士[※]を目指す人のための基礎講座や、社会教育士同士の情報交換や実践を学びあうための交流会を開催しました。令和5年度も社会教育士を中心としたコーディネーター人材の育成に取り組めます。
- ・体験型社会教育プログラムの子どもアドベンチャーカレッジでは、39の企業・団体等からプログラム提供を受け、子どもたちの主体的な学びを推進するとともに、プログラムの運営補助者として学生コーディネーターを配置することで、若者の社会参加の推進を図りました。引き続き、子どもたちの主体的な学びの推進及び若者の社会参加のきっかけづくりに取り組めます。

※社会教育士：令和2年度開始。国が定める社会教育主事養成課程または社会教育主事講習を修めた者に、与えられる称号であり、環境、福祉、まちづくり等、多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。

柱8 市民の豊かな学び

施策2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進

◆ 施策の目標・方向性

- ・ 市立図書館が知の拠点としての機能を果たすことに加え、子育て世代をはじめとした全ての市民が居心地よく豊かな時間を過ごせるよう、老朽化が進む市立図書館の再整備の方向性を検討します。
- ・ 「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」に基づき、乳幼児期から高齢期まで市民一人ひとりが読書に親しみ、楽しむことができる環境を整備するため、「横浜市民読書活動推進計画」を中心に、読書活動を推進する取組を実施します。

◆ 指標

指標	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
図書館における貸出冊数※1	1,160万冊/年	1,220万冊/年	1,200万冊/年
市立図書館の再整備の在り方検討	—	調査・検討の実施	ビジョン策定 (令和5年度)
読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動者延べ人数 (a 図書館と連携した事業の延べ人数、b 市民利用施設における1館あたり平均人数)	a 1,511人 b 12.9人/館	a 2,386人 b 16.8人/館	a 4,200人 b 30.1人/館 (令和5年度)※2
小中学校の学校図書館の利活用の促進 (a 来館者数(平均値)、b 貸出冊数(平均値)、c 学校図書館が好きと答えた児童生徒の割合)	a 8,209人 b 7,149冊 c 79.3%	a 8,850人 b 7,293冊 c 76.3%	a 11,500人 b 7,600冊 c 80.0% (令和5年度)※2

※1 市立図書館での貸出し(電子書籍の貸出しを含む)及び広域相互利用による他都市での横浜市民への貸出しも含む

※2 第三次横浜市民読書活動推進計画(令和5年度策定予定)の策定に合わせて、目標値を見直します。

◆ 主な取組

1 新たな図書館像の構築・図書館サービスの充実

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
市立図書館の大規模な設備修繕・更新件数	1件	5件	12件(累計)
図書の新規購入冊数	123,330冊/年	130,036冊/年	130,000冊/年
電子書籍の提供コンテンツ点数	5,366点 (累計)※1	10,185点 (累計)	18,000点 (累計)
デジタルアーカイブ「都市横浜の記憶」収録資料点数	12,569点 (累計)※2	12,642点 (累計)	12,900点 (累計)

2 読書活動の推進

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
読み聞かせ、朗読等ボランティア活動推進のための支援回数	2回/年	11回/年	9回/年
市民が読書に親しむ全市的な機会の創出	2回/年	2回/年	2回/年
学校司書や司書教諭のスキルアップのための研修会の実施回数	8回/年	9回/年	10回/年

※1 電子書籍の貸出しを開始した令和2年度からの累計

※2 デジタルアーカイブを開始した平成17年度からの累計

実績を踏まえた今後の取組の方向性

・全ての市民が居心地よく豊かな時間を過ごせるように、市立図書館の再整備の在り方を調査検討し、図書館ビジョン（仮称）を策定します。令和4年度は、市民ニーズや図書館ビジョンに盛り込むべき視点の把握のため、市民アンケートや、先行事例調査等を実施しました。調査検討をふまえ令和5年度中に新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））を策定します。老朽化に伴う市立図書館の施設・設備の計画的な修繕については、長寿命化工事や修繕・更新を令和4年度に5件実施しました。引き続き修繕・更新を計画的に行います。

・豊かな市民生活を実現するため、市立図書館の図書館サービスの充実に取り組みました。図書蔵書の質・量の充実に向けて、図書の新規購入及びいつでもどこでも活字に親しめる電子書籍のコンテンツを充実しました。市立図書館の貸出冊数は、令和4年度から上限を6冊から10冊に拡充したほか、令和4年1月に開所した日吉図書取次所での貸出数増加などにより、目標を達成することができました。また、横浜DX戦略を踏まえた市民へのサービスができるよう、図書館情報システムに必要な機能を検討し、再構築や手続のオンライン化の準備等も進めました。引き続き、図書・電子書籍の充実に努めるとともに、身近で便利な図書館サービスの提供に向け、DXを活用したサービスの充実に取り組みます。

・読書活動の推進に向けて、図書館や市民利用施設等でのボランティアへの支援や、全市的な読書イベント「横浜市読書活動推進ネットワークフォーラム」の開催等を行いました。指標であるボランティアの活動者延べ人数については、感染症拡大前に策定した「第二次横浜市民読書活動推進計画」（計画期間：令和元年度～5年度）に準拠して目標を設定しています。このため、令和5年度の目標達成には厳しい進捗状況ですが、令和3年度よりも人数は伸びています。学校図書館の利活用については、司書教諭や学校司書が中心となって、新型コロナウイルス拡大防止の措置を取りながら、学校図書館運営を工夫したことなどにより、平均来館者数および平均貸出冊数は増加しました。一方、学校図書館が好きと答える児童生徒は、高水準だった令和3年度と比べると減少しました。児童生徒の利活用の一層の推進が必要と考えられることから、学校図書館の資料の充実と学校司書による授業支援を継続して行うとともに、司書教諭と学校司書が合同で受講する研修実施、授業支援のあり方や取組・実践の共有を進めます。また、令和5年度策定の図書館ビジョン（仮称）の内容を踏まえて、「第三次横浜市民読書活動推進計画」の策定に向けた検討を開始します。

柱8 市民の豊かな学び

施策3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

◆ 施策の目標・方向性

- 行政のみならず、市民、企業、学校などと協働、連携して横浜の歴史を学ぶ上で欠かせない文化財の保存・活用に取り組みます。
- 児童生徒や市民が、横浜の歴史文化を身近に感じ、学ぶことで、愛着を感じられるよう、学習機会の充実を図ります。

◆ 主な取組

1 市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
市内指定・登録文化財件数	471件(累計)*	477件(累計)	479件(累計)
無形民俗文化財調査件数	1件/年	1件/年	5件/年
博物館等への来館者数及びオンラインコンテンツ閲覧人数	346,659人/年	522,997人/年	395,000人/年
史跡等範囲内の土砂災害警戒区域への安全対策箇所数	2か所/年	5か所/年	5か所/年

2 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出

想定事業量	策定時 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
博物館学芸員等による訪問授業を受講した児童生徒数	7,146人/年	12,317人/年	7,350人/年
文化財を活用した授業コンテンツ動画等の作成数	2本/年	19本/年	6本/年

*市内の文化財が初めて指定を受けた明治33年からの累計

実績を踏まえた今後の取組の方向性

- 「横浜市文化財保存活用地域計画」の策定に向け、局内調整、文化庁との協議、協議会及び文化財保護審議会等関係者からの意見聴取等を実施し、素案作成を進めました。引き続き、関係者との調整及び協議、意見聴取を継続するとともに、本市の文化財保護行政の方針についての議論も行いながら計画作成を進めていきます。
- 市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進に向けて、未指定文化財の把握調査のほか、無形民俗文化財保護団体1団体の現況調査を実施し、活動状況の確認や、活動に際しての課題の聞き取り等を行いました。引き続き、無形民俗文化財保護団体の調査を計画的に実施するとともに、未指定文化財の把握調査等の継続的な実施により、文化財保護施策の検討につなげます。
- 博物館等施設においては、従来の児童生徒の見学受入れに加え、博物館が良い学びの場となるよう各学校での訪問授業や、オンライン授業に適した動画作成などにも取り組みました。学芸員等による訪問授業の受講児童数は、事前に教員向け研修を25回実施して周知・利用促進を行ったこと等により、目標値を大きく上回る結果となりました。動画作成についても、小学校3年生の社会科向けの授業コンテンツ動画を計19本公開し、目標を達成するとともに、オンラインコンテンツの閲覧人数も目標値を大きく上回る結果となりました。引き続き、学校現場のニーズやに応じた訪問授業や、ICT環境に合わせた授業コンテンツの製作を進めます。加えて、訪問授業の実施など、各学校の希望に配慮しつつ各取組を進めます。

横浜教育ビジョン2030

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

知 生きてはたらく知

徳 豊かな心

体 健やかな体

公 公共心と社会参画

開 未来を開く志

横浜市教育委員会事務局 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
電話：045-671-3240（総務課） FAX：045-663-5547

第4次図書館情報システムの稼働に伴う 令和5年度の年末年始休館について

市立図書館はシステム更新により 新たな機能・サービスが始まります

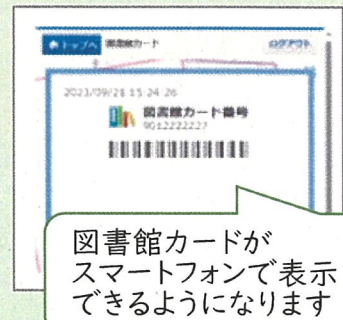
図書館情報システムは**令和6年1月15日(月)**に、
新しいシステムに変わります。
スマートフォン等のモバイル端末から操作可能な機能や、自宅から
楽しめる機能が充実する予定です。

新機能の一部を
ご紹介します

スマートフォン向けに
最適化された画面で、
操作しやすくなります



デジタル図書館カード



図書館カードが
スマートフォンで表示
できるようになります

LINE連携

横浜市公式LINEアカウントに
図書館のメニューが追加されます。
トーク画面で**蔵書検索**ができるほか、
問合せにAIチャットボットが回答、
デジタル図書館カードの表示など、
新たなサービスを提供します。

【LINE連携イメージ】



【デジタル図書館カード】



【本の検索】

Web書棚

図書館の書棚を歩き回りながら新しい
本と出会う体験を、Web上で実現する
サービスです。
探した本の近くにある本を、書棚を見る
ように探すことができます。



【Web書棚イメージ】



オンライン利用者登録

図書館カードの登録・更新、登録内容の
変更が、来館せずにオンラインで手続
できるようになります。(一部の場合を除く)

資料探索AI

思いついた文章や言葉を入力すれば、
関連する本をAIが紹介します。
これまでの本の検索とは違う本の探し方
をご提案します。

全国初



横浜市立図書館

臨時休館のお知らせ

令和5年

令和6年

12/25

月

1/14

日

横浜市立図書館は、図書館情報システムの更新のため
全館臨時休館いたします。

× 休館中はご利用いただけないサービス

- × 本の貸出・返却・予約
- × 新規登録・登録更新
- × 本の閲覧・複写
- × レファレンス（調べもの）
- × 情報ダイヤル
- × 蔵書検索ページの利用（本の検索・予約・予約かご）
- × 地区センター蔵書検索
- × オンラインデータベース
- × デジタルアーカイブ

○ 休館中にもご利用いただけるサービス

- 返却ポスト（12/29～1/3を除く）
- 電子書籍サービス



〈令和6年1月15日（月）以降について〉

* 令和6年1月15日（月）は午前9時30分から午後5時まで開館します。

* 蔵書検索ページは1月15日（月）午前9時30分以後ご利用いただけます。

* 新しい蔵書検索ページでは初回ログイン時に
パスワードの再登録が必要となります。
詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

新しいシステム&新サービスに
ついて、図書館ホームページで
随時お知らせします。



ご不便をおかけして申し訳ありませんが、ご理解・ご協力をお願いいたします。



横浜市立図書館秋のイベント



やっぱり読書の秋

11月は「市民の読書活動推進月間」です。

横浜市立図書館では**読書の秋**に合わせて多彩なイベントをご用意してお待ちしています。
特別な楽しみを見つけるチャンス、ぜひ**図書館**へお越しください。

*実施期間：令和5年10月24日(火)～11月30日(木)

*実施対象館：市立図書館18館

*主なイベント：講演会、企画展示、大人のための朗読会、親子おはなし会 等

中央図書館企画展示

横浜ジャズ物語ージャズ喫茶ちぐさの90年

横浜の音楽、ジャズを支えた老舗の喫茶店「ちぐさ」。1933年の開店以来、多くのジャズファンやミュージシャンに愛されてきましたが、今年、「ジャズミュージアムちぐさ」として新しく生まれ変わります。

これを記念して、ちぐさ90年間の歴史を年表や写真パネルで振り返ります。

企画展示では、往年のちぐさ内部を再現するほか、関連図書の展示やブックリストの配布を行います。

会期：10月11日(水)～11月19日(日)

会場：中央図書館1階展示コーナー

上記以外にも秋のイベントは盛りだくさん！
詳しくは**図書館ホームページ**をご覧ください。
*各館のイベントについては**裏面**をご覧ください



共催：一般社団法人ジャズ喫茶ちぐさ・吉田衛記念館

横浜市立図書館

検索



*** 各図書館で開催予定の主な秋のイベント ***

講座・講演会

図書館	内容	開催日
磯子	「横浜市電の歴史について」	11月23日(木・祝)
神奈川	「となりに住んでる世界のひと」	12月9日(土)
港南	荻野アンナ氏講演「本と私 読んで書いて60年」	11月11日(土)
港北	「絵本のこと、あれこれおしゃべりの会 絵本作家 植垣歩子さんをお迎えして」	12月2日(土)
栄	ものしり講座「相続・遺言の基本の『き』」	11月1日(水)
都筑	「昔話からのメッセージ」	11月18日(土)
鶴見	心をつなぐ紙芝居連続講座(全4回)	11月4日(土)、11日(土)、18日(土)、12月2日(土)
戸塚	戸塚の写真館店主に聞く写真の楽しみ方	11月1日(水)
	藤原緋沙子氏読書講演会「時代小説に込める思い」	11月10日(金)
中	「昭和の本牧～終戦から新本牧地区の誕生まで～」	10月31日(火)
保土ヶ谷	ストーリーテリング入門講座(全3回)	11月9日(木)、23日(木・祝)、30日(木)
山内	図書館でハマトレ	11月2日(木)、9日(木)
	書きたい人のショートショート講座	11月11日(土)
	夢を叶える～スポーツ通訳への道のり～	11月26日(日)



昨年度の講演会の様子



ボランティア講座

大人が楽しむおはなし会・朗読会

図書館	開催日
中央	10月29日(日)
旭	10月26日(木)、11月15日(水)
神奈川	11月18日(土)
港南	10月24日(火)
港北	10月28日(土)、11月11日(土)、19日(日)、 11月28日(火)
鶴見	10月28日(土)、11月8日(水)、18日(土)
戸塚	11月1日(水)
中	11月16日(木)
保土ヶ谷	10月26日(木)

ボランティア向け

図書館	内容
磯子	学校図書館・本の修理講座 初級編・中級編
都筑	学校図書館ボランティア大交流会
南	・わらべうたと絵本の会(全3回) ・図書修理ステップアップ講座
山内	おはなしボランティア養成講座 ステップアップ編 「紙芝居を演じてみよう」(全2回)

企画展示

図書館	内容
神奈川	「秋の火災予防運動展示」、「東海道神奈川宿パネル展」、 「公園愛護会・プレイパーク」
金沢	「横浜市立大学連携展示」、「東京湾の漁業」
港南	「なんといってもヨコハマ 横浜再発見」、 「ヨコハマ発!文学賞の世界」
港北	「よむ・しる・たのしむ地図の世界」 「水道について考えよう!～横浜の水道の今とこれから～」
瀬谷	「心ゆさぶる、さし絵の世界「画家で出会う少年文庫」」
都筑	「昔話紙芝居 全画面展示」、「昔話の本」
鶴見	「世界糖尿病デー」、「全国火災予防運動展示」、 「世界エイズデー」
戸塚	「開館45周年記念 開館記念日カウントダウン」、 「横浜農場」、「横浜開港前後・浮世絵東海道宿ものがたり」、 「子どもSOSの本」
緑	読書バリアフリー展示 「見て、聴いて、触って いろんな読書の楽しみ方」
南	「児童虐待防止展示」

親子で楽しむおはなし会

全館で実施



その他のイベント

図書館	内容
泉	いずみ紙芝居一座口演会
磯子	本の福袋
神奈川	絵本ワークショップ
金沢	かなざわ大人のライブラリーツアー 2023 第3回金沢図書館
港北	・歴史散歩「わがまち日吉を歩く」 ・港北ふるさと映像上映会
都筑	・なつかしの街頭紙芝居 ・絵本であそぼう! 音あそび
中	本の福袋